

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)
に対する意見の概要及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和5年1月13日(金)～同年2月13日(月)
案件番号:110200057

意見提出者 29件(法人等:20件、個人:9件)

1 総論及び「はじめに」について

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>意見 1-1 公正取引委員会として、経済分析結果の公表等を行い、事業者のグリーン社会実現の取り組みを後押しすることを期待する。グリーンに係る連携について、何が「競争を実質的に制限する」行為に該当しないのか不明瞭な点なくなるかたちで、明確化がなされることが必要である。この点が不明確なままでは、独禁法の適用除外などの立法化の議論を招く可能性がある。また、個々の想定例については、できる限り想定例ごとに解説をつけることが望ましい。</p>		
<p>○ ガイドライン案は、独占禁止法の運用に関する既存の判断枠組みを維持しつつ、想定される個別事例に対する解釈の明確化を中心としたものであるが、グリーン社会の実現に向けては事業者において従来の取り組みの延長では対応が困難であり、大胆な変革とそれに伴う経済の大変動が予想される。</p> <p>かかる大転換における事業者の取り組みを評価するには、公正取引委員会としても、世界最先端の経済分析等の手法・英知を結集する等の新たなアプローチも必要であり、また、例えば他事業者・他業種との共同研究開発、新設備の共同保有、旧来設備の共同保有・廃棄、事業者間のOEMなど、従来の競争制限効果に重きを置いた公正取引委員会の判断の枠組みのみでは対応が難しい事案についての評価軸も求められる。</p> <p>このため、公正取引委員会として、競争政策の基本的枠組みの維持を前提としつつも、<u>経済分析結果の公表による外部の知見を集める努力や固定費の削減効果の経済分析への取込み等を行い、事業者のグリーン社会実現の取り組みを後押しすることを強く期待する。</u>少なくとも、グリーンに係る連携について、<u>その目的や温室効果ガスの削減効果などプラス面を積極的に評価しつつ、何が「競争を実質的に制限する」行為には該当しないのか不明瞭な点なくなるかたちで、明確化がなされることが必要である。</u>特に、グリーン社会実現のために他に有効な方法がない不可欠な取り組みであるが、既存の判断枠組みでは独占禁止法に違反するかどうかの判断が難しいものについて、明確化が強く求められる。<u>この点が不明確なままでは、事業者の取り組みが停滞し、独禁法の適用除外などの立法化の議論を招く可能性がある。</u></p> <p>今回のガイドライン案では、多く想定例を記載していることを歓迎する。個々の想定例については、できる限り想定例ごとに解説をつけることが望ましい。特に、<u>「競争制限効果と競争促進効果が認められる行為」についての想定例においては、それぞれの効果についてどのような総合考慮がなされたのかを示すことが企業のCNの取り組みを促進するうえでも有用である。</u></p>	<p>○ 経済分析結果の公表や分析手法の選択については、個別案件ごとに適切に判断します。</p> <p>また、ガイドラインの性格上、行為類型ごとに一般的な考え方を記載する必要があり、かつ、<u>適当と考えますところ、「競争を実質的に制限する」行為への該当性については、可能な限り考え方を明確に示しました。</u></p> <p>御指摘の「グリーンに係る連携について、その目的や温室効果ガスの削減効果などプラス面を積極的に評価」する点については、ガイドライン原案の「2 基本的考え方」において、「グリーン社会に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果をもつものである」という形で、これまででない考え方を示しています。</p> <p>当委員会としては、こうした考え方に加え、想定例等を示すことで、事業者等の皆様の理解を促進し、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的な相談対応を行うことでその活動を後押ししていきたいと考えます。</p> <p>解説については、想定例のポイントが分かり難く、必要性が高い場合に付していますが、今後の事例の蓄積を踏まえ、具体的な想定例の追加等、ガイドラインの記載内容の拡充を検討</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>します。</p> <p>適用除外制度については、①仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること、②グリーンを取組を装ったカルテル、いわゆるグリーンウォッシュの危険を高め、我が国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること、③適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性があることから、適当でないと考えます。</p>	
意見 1-2 競争制限効果と競争促進効果の判定にあたっては、中長期的な影響も考慮することが適切と考えられる。		
<p>○ また、グリーンに係る市場が現在は未成熟である一方、今後、急激な発展が見込まれることも踏まえれば、この競争制限効果と競争促進効果の判定にあたっては、<u>将来想定される市場環境等も考慮することが適切と考えられる。</u></p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 「将来想定される市場環境」の考慮については、個別案件ごとに産業分野の特性等を踏まえて判断していく必要があると考えており、こうした判断は既に行っています。当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	無
意見 1-3 脱炭素価値等新たな価値を有する商品・役務については、その市場未成熟期から競争的な市場を実現することは困難であり、その成長の中で中長期的に独占禁止法が目標とする競争的な市場の形成を目指すことも合理的であるとする。		
<p>○ グリーン社会の実現に向けた市場の成長を考慮することについて</p> <p>グリーン社会の実現、カーボンニュートラルに向けた取組は全世界で競争的に進められており、現時点では脱炭素価値等新たな価値を競争要素とした製品・役務の市場は未成熟（政府支援等が不可欠な状況）ではあるが、将来的には国際的な市場が形成・成熟し、そこで競争が展開・激化されることが想定される。</p> <p>国の目標年次である2050年のカーボンニュートラル達成（≡グリーン社会実現）に向け、研究開発の難易度の高さに比して極めて短い期間で脱炭素価値等新たな価値を有する商品・役務を社会実装して新たな市場形成を成し遂</p>	<p>○ ガイドライン原案の「2 基本的考え方」において、「グリーン社会に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものである」という形で考え方を示しています。</p> <p>一方で、短期的な影響のみならず、中長期的な影響についても考慮するか否かについては、個別案件ごとに産業分野の特性等を踏まえて</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>げなければならない中では、その市場未成熟期（足下～短期的な将来）から競争的な市場を実現することは困難であり、その成長の中で中長期的に独占禁止法が目標とする「公正且つ自由な競争を促進」する競争的な市場の形成を目指すことも合理的と考え得るのではないか。</p> <p>また事業者等のグリーン社会の実現に向けた活動に対する中長期の市場形成を見据えた独占禁止法上の判断が、我が国の事業者等の幅広い取り組みを促し、早期に成果を得られることで、将来形成されることが見込まれる新たなかつ熾烈な国際的な市場において、海外の事業者等と伍して「競争」「成長」していけることにつながる。これが我が国に必要な商品・役務の永続的かつ安定的な供給を可能とし（＝経済安全保障の確立）、「国民経済の民主的で健全な発達を促進」にもつながるのではないか。</p> <p>これらを踏まえ、特定の活動に係る独占禁止法上の判断において、短期的な競争制限効果・競争促進効果のみならず、将来的な形成が見込まれる国内外の成熟した市場における競争制限効果・競争促進効果も「考慮する要素」とする旨、あるいは現時点で公正取引委員会としてこれに係る検討が十分でないとする場合は、今後この方向で検討を進める旨「考え方」で明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>判断していく必要があると考えており、こうした判断は既に行っています。当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	
意見 1－4 各取組について、独占禁止法上問題ないと判断されるための明確な指標を設けるべきである。		
<p>○ 総論</p> <p>1. 「競争」という枠組に固執せず、社会公共目的の達成のために競争を制限することを正面から認める必要があるものと思われる。特に、生産設備の共有やグリーン燃料の共同調達については、市場占有率が高い事業者間において重要な競争手段について共有・共同化を進めることがグリーン社会の実現のためには必要であるが、本ガイドラインが示す通り「競争」という枠組の中で正当化をすることは困難である。（第3章第2項）</p> <p>2. 「競争」という枠組を用いるとしても、本ガイドラインが示す判断枠組みにおいて温室効果ガスの削減効果がどのように位置付けられるかを明確にされておらず、事業者の行動の指針として十分なものとはなっていない。（第3章第3項）</p> <p>3. 各取組について、競争制限が正当化されるための指標が具体的なもの</p>	<p>○ 市場占有率が高い事業者間におけるグリーン燃料の共同調達であっても、ガイドライン原案23頁の想定例（温室効果ガスの削減に向けた共同購入）のように、独占禁止法上問題とならずに行うことは可能であると考えます。一方、グリーン社会の実現に向けた取組についても、資源の効率的な利用を促し、新たな技術等のイノベーションを引き起こす観点から、公正な競争を確保することは、重要かつ必要と考えます。</p> <p>また、ガイドライン原案2頁において、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>となっていない。一律に適用を除外する場面と個別の検討が必要となる場面とを分け、その境目となる指標をセーフハーバー等の形で明確に設定すべきである。(第4章)</p> <p>4. 設備の共有に関する章の創設を求めるとともに、設備の共有化に向けた既存設備の廃止時期の調整についての手当を求める。(第5章)</p> <p>5. 共同購入における基準の明確化及びグリーン社会の実現という文脈における共同購入特有の問題への配慮を求める。(第6章)</p> <p>6. 各取組における「重要な競争手段である事項に関する情報交換を防ぐための必要な措置」(23頁15行目)(競争者の行動を予測しやすい市場(脚注33)等において他の情報から間接的に把握されてしまうことを避けるための措置を含む)の詳細な例示があれば各事業者の取組の一助になるものと思われる。(第7章)</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。」と記載しており、温室効果ガス削減の取組は、多くの場合、競争促進効果を有すると評価し得ます。</p> <p>しかしながら、温室効果ガス削減の取組であることのみをもって一律に、競争促進効果を有すると評価することは、適当でなく、個別案件ごとに判断する必要があると考えます。</p> <p>共同の取組に係るセーフハーバーの設定、設備の共有等に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況等を踏まえ、課題の一つとして検討します。</p>	
意見1-5 グリーン社会の実現に向けた取組について、独占禁止法に適用除外制度を設けるべきである。		
<p>○ ガイドラインに対する全体感</p> <p>今回のガイドラインはポジティブ(やってよい事)に加え、ネガティブリスト(やってはいけない事)まで例示して頂いていますが、ネガティブリストに例示されていない項目は全てポジティブ(やってよい事)と解釈する事は出来ません。企業側としては明らかに違反と判定できる行為を例示しているのみと解釈せざるを得ません。故に、例示型のガイドライン(ポジティブ・ネガティブリスト方式)では企業間における共同行為が独禁法に抵触する可能性を完全に排除する事が出来ないため、担当者としては全ての項目において、その共同取り組みに対する行為を逡巡せざるを得ません(グレーゾンの存在)。特にカーボンニュートラルの達成といった、今までのビジネスモデルを根本から見直す場面も想定される課題においては、どの時点のどの行為が将来的に独禁法に抵触するかを予測・判断する事も極めて困難となります。カーボンニュートラル社会を達成し、我が国の競争力強化をするためにも、大胆な投資や迅速な検討・実行が必須となる所、このような予測・</p>	<p>○ ガイドライン原案においては、想定例に加え、行為類型別に独占禁止法上の問題の有無について検討する際の考え方を記載していますので、そちらも参照いただきたいと思います。</p> <p>また、適用除外制度については、①仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること、②グリーンの取組を装ったカルテル、いわゆるグリーンウォッシュの危険を高め、我が国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること、③適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>判断が困難な中では大規模な投資の意思決定や迅速なプロジェクトの完遂は困難となります。</p> <p>このような予測不可能な事業を企業の枠組みを超えて達成しようとする取り組みには（共同行為、企業結合）、包括的に独禁法の適用を除外する新制度を創設することが強く望まれます。また、2022年9月に経済産業政策局競争環境整備室が作成した「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会報告書」の中で紹介されているようなオーストリアの事例のように、環境的に持続可能な経済や気候中立な経済への貢献が、カルテル規制の適用除外の考慮要素となることを法律上明記するなどの対応も段階的対応の一つとして求められてくると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性があることから、適当でないと考えます。</p> <p>オーストリアの事例に関して御指摘されている「環境的に持続可能な経済や気候中立な経済への貢献」に関する考慮については、ガイドライン原案の「2 基本的考え方」において、「グリーン社会に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものである」と記載しており、グリーン社会に向けた事業者等の取組が競争促進効果を持つ場合、独占禁止法上の問題の有無の判断に際しては、これを考慮することを示しています。</p>	
意見 1-6 我が国の独占禁止法に、EU機能条約第101条第3項に対応する規定を設けるべきである。		
<p>○ 欧州競争法101条3項に対応する規定の創設</p> <p>1. 欧州競争法101条3項に対応する、競争制限を正当化する事由がある場合には独占禁止法の適用が免除される旨の明文の規定を創設すべきである。これに対しては、「競争を実質的に制限する」という文言の解釈により対応ができるとの説明もある。</p> <p>しかし、正当化事由として考慮すべき事由が全て「競争」という枠組みに還元されるとは限らない。また、明文の規定を置く方が明確さや安定性に優れ、各事業者の取組を促進することは明らかである。加えて、独占禁止法は既に「第6章 適用除外」という章を設け21条（知的財産権の行使行為）等の規定を置いており、正当化事由について明文の規定を置くという対応と親和的な構造となっている。</p> <p>2. 他に、同旨の規定（適用除外制度）を創設しない理由として、他国での規制に順応できず競争力が低下するとの指摘があった。</p> <p>しかし、日本での規制が過度に制限的であるがために競争力のある製品が生み出されない危険性に目を向ける必要がある。</p>	<p>○ EU機能条約第101条第3項の規定は、同条第1項により、競争を制限する効果又は目的を有する協定等が直ちに禁止される一方、①効率性の向上、②不可欠性、③消費者への便益の公平な分配及び④競争排除の不存在の4要件を満たす場合、同項の適用を免除するものです。</p> <p>他方、我が国の独占禁止法においては、EU機能条約第101条3項のような適用免除規定は設けられていないものの、同項に掲げる要件の内容については、不当な取引制限等の違反要件である「競争を実質的に制限すること」を判断する中で、それらの有無が検討されることとなります。したがって、EUで適用免除規定の要件を満たし適用免除となり得る行為は、我が国においても正当化事由があり競争の実質的制限に</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>3. なお、正当化事由に関する明文の規定を置くことは、目的によってのみ競争制限を正当化することを意図するものではなく、目的と手段の合理的関連性があることを要求することを否定するものではない。そのため、正当化事由に関する明文の規定を置くことは、グリーン・ウォッシュを招くものではない。</p> <p>4. 以上より、独占禁止法上を改正し正当化事由に関する明文の規定を創設し、本ガイドラインは同規定の解釈を示すものと位置付けられるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>当たらず、独占禁止法上問題とならない行為と評価され得ると考えます。</p> <p>このため、我が国の独占禁止法にEU機能条約第101条3項のような規定を設ける必要はないものと考えます。</p>	
意見 1-7 グリーン社会の実現に向けた取組について、独占禁止法に適用除外制度を設けるべきである。		
<p>○ 企業連携におけるカーボンニュートラル実現への取組についての要望①：適用除外制度</p> <p>カーボンニュートラルへの取組みが企業にとって利益になるかどうか不確定な状況下において、競争上の課題を前提にその試みすら制約する事は避けなければなりません。また、それが将来、競争上の課題になるかどうかは誰においても予測する事は困難であり、その評価を事前相談で判断して頂くことも非現実的な面も無いとは言えません。セーフハーバーの設定、情報交換の問題ない範囲の具体的明確化等、具体化(文章化)は難しいことが実態ならば、独禁法の適用を除外する具体的方策を明示する事も検討の余地があると考えます。</p> <p>例えば、データ共有であれば、アカデミアや行政と言った第三者機関が解析し、その結果のみを個別企業に返す形であれば問題ないと考え、そのような進め方を問題ない事例として明記をお願いするものです(独占禁止法上問題となるおそれを生じさせない具体的な情報交換・解析のやり方を明示した事例を追記)。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 独占禁止法上問題とならない事例についての想定例の追加や記載内容の充実が望ましいとの御意見と理解しました。</p> <p>データ共有については、御指摘を踏まえ、独占禁止法上問題とならない行為についての想定例を追加しました。そのほか、具体的な取組の内容については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	有
意見 1-8 社会公共目的を達成することの重要性と競争保護の重要性とを天秤にかけその正当性を判断する枠組が提示されるべきである。		
<p>○ 競争促進効果について</p> <p>1. 本ガイドラインは、ある取組が競争制限効果を持つ場合であっても、競争促進効果が見込まれる場合には、当該取組の目的の合理性及び手段の相</p>	<p>○ ガイドライン原案2頁において、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限す</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>当性を勘案しつつ競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題があるかを判断する、という判断枠組みを提示する。</p> <p>2. しかし、正当化事由として考慮すべき事由が全て「競争」という基準で評価できるとは限らない。そのため、法改正を行わず解釈の枠内で対応をするとしても、社会公共目的を達成することの重要性と競争保護の重要性とを天秤にかけその正当性を判断する枠組が提示されるべきである。</p> <p>例えば、グリーン燃料の共同購入や設備の共有といった競争事業者間での共同での取組は、温室効果ガス排出量の削減効果を高めるとともにコストの増加を抑えるためになされ、その恩恵は商品又はサービスの提供価格の上昇抑制という形で消費者に還元される。その取組に多くの競争事業者が参加すればするほど、「競争」の側面は失われていくものの、排出量削減及びコストの増加抑制の効果は高まり消費者の利益は図られている。この場合、排出量削減及びコストの増加抑制の効果が高まるのであれば、多数の競争事業者が参加し（極端な場合、全競争者が参加し）競争が失われたとしても、独占禁止法が適用されるべきではない。</p> <p>したがって、グリーン社会の実現のような一定の業界（競争当事者間）で一丸となって達成すべき課題については、「競争」という枠組みの中での解決に固執せず、当該課題を達成することの重要性と競争保護の重要性とを天秤にかけその正当性を判断する枠組が提示されるべきである。</p> <p>3. また、仮に「競争促進効果」という言葉を用いた判断枠組を採用するのであれば、本ガイドライン上「競争促進効果」の内容をより明確にすべきである。特に、温室効果ガス排出量の削減と「競争促進効果」との関係が明確にされていないことは本ガイドライン最大の欠落点である。</p> <p>「競争促進効果」は、第2頁脚注4において、「事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生まれ、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。」とされている。しかし、本ガイドラインにおいて「競争促進効果」という言葉が果たす役割の重要性に鑑みれば、十分な説明とはいえない。</p> <p>グリーン社会の実現に向けた事業者の取組を促進するためには、その取組の結果として温室効果ガス排出量削減の効果が生じる場合には直ちに（又は一定量以上の排出量削減効果が認められる場合に）「競争促進効果」が認め</p>	<p>るものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。」と記載しており、温室効果ガス削減の取組は、多くの場合、競争促進効果を有すると評価し得ます。</p> <p>しかしながら、温室効果ガス削減の取組であることのみをもって一律に、競争促進効果を有すると評価することは適当でなく、個別案件ごとに判断する必要があると考えます。</p> <p>また、温室効果ガス排出量削減効果があることに加えてその取組が効率性の向上等の効果をもたらす場合にのみ競争促進効果が認められるという解釈を採用しているものではありません。</p> <p>一方、ガイドライン原案2頁の脚注4において、「「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生まれ、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。」とあり、競争促進効果は、現時点の競争のみならず、将来の競争を促進する観点からも評価されるものと考えます。</p> <p>競争促進効果に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>られる旨を本ガイドラインにおいて明記することが望ましい。</p> <p>この点についての本ガイドラインがどのような解釈をとっているのか明確ではないが、競争促進効果の評価根拠事実として温室効果ガス排出量削減以外の事由（「市場の迅速な立ち上げや需要の拡大」（10頁10行目）、「当該規格を採用した商品・役務の市場の迅速な立ち上げや需要の拡大」（20頁23行目）、「効率的な生産を可能とする」（25頁24行目）等）が挙げられていることから、温室効果ガス排出量削減効果があることに加えてその取組が効率性の向上等の効果（以下「付随効果」）をもたらす場合にのみ競争促進効果が認められるという解釈を採用しているように読める。</p> <p>「競争促進効果」このような付随効果を要求し、かつ、付随効果の認定に際して従来と同様の「競争が実質的に制限される」か否かの判断基準を用いるのであれば、温室効果ガス排出量削減効果という要素は独自の意味を持たないこととなり、新たに本ガイドラインを発行する意義を著しく損なうこととなる。</p> <p>そのため、本ガイドラインに独自の意味を持たせるのであれば、取組の結果として温室効果ガス排出量削減の効果が生じる場合には直ちに（又は一定量以上の排出量削減効果が認められる場合に）「競争促進効果」が認められる旨を明記することが必要となる。</p> <p>4. また、温室効果ガスの排出量削減に貢献することが商品又はサービスの競争力の源泉（付加価値）であると位置づけ競争促進効果又は付随効果を測定するのであれば、温室効果ガスの排出量削減に貢献すること自体が商品又はサービスの付加価値として評価されること明示すべきである。</p> <p>温室効果ガス排出量削減に貢献する商品は、価格や（従来の意味における）品質の面で（大量の）温室効果ガスの排出を伴う商品又はサービスに劣ることが想定される。</p> <p>他方で、温室効果ガス排出量削減への貢献は、グリーン社会の実現という社会公共目的から生じた要請であり、全ての消費者に訴求しうる長所ではない。</p> <p>そのため、実態として温室効果ガスの排出量削減に貢献することが消費者市場において実際に商品又はサービスの競争力の源泉となるかは疑わしく、温室効果ガスの排出量削減に貢献することが商品又はサービスの競争力の</p>		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>源泉となることを本ガイドラインにおいて擬制することが必要になるものと思われる。具体的な方法としては、商品又はサービスの「品質」の定義において、温室効果ガス排出量削減効果が含まれることを明示すること等が考えられる。</p> <p>5. 以上に加えて、競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題があるかを判断するに際して、競争促進効果（温室効果ガス排出量削減効果）にどの程度の比重が与えられるかを明確にする必要がある。具体的には、グリーン社会の早期の実現のため、温室効果ガス排出量削減という目的と取組内容との間に合理的関連性があれば競争促進効果が競争制限効果に優越するという枠組を採用することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見 1-9 温室効果ガス削減が競争促進効果・効率性の向上に資するものとして、明示的に位置づけることが必要である。		
<p>○ 「競争促進効果」（2ページ目脚注4）の定義については、「効率性の向上とも称される」としているが、温室効果ガス削減をどのように捉えるのかが明示されていない。カーボンニュートラルが国家的な目標となっており、事業者も責務を負うことが明示されているなか、この温室効果ガス削減が競争促進効果・効率性の向上に資するものとして、明示的に位置づけることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ ガイドライン原案2頁において、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。」と記載しており、温室効果ガス削減の取組は、多くの場合、競争促進効果を有すると評価し得ます。</p> <p>しかしながら、温室効果ガス削減の取組であることのみをもって一律に、競争促進効果を有すると評価することは、適当でなく、個別案件ごとに判断する必要があると考えます。</p>	無
意見 1-10 「温室効果ガス削減」の実現・促進そのものが、我が国事業者等が引き続き競争力を有して国際競争に参加し続けられることを通じて競争促進的な効果を持っており、我が国社会、消費者にもその競争による利益がもたらされることを、本ガイドラインで明示すべきである。		
<p>○ 考え方（ガイドライン）の策定にあたって考慮すべき事項 本ガイドラインの策定にあたり、「事業者等の取組に対する法適用・執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等の</p>	<p>○ 御指摘の点については、ガイドライン原案の「2 基本的考え方」において、「グリーン社会に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>グリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的」(P1、31～33行目)とし、特に「取組を後押しすることを目的」と明示していることについては高く評価させていただきたい。</p> <p>他方で、「ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組みの目的の合理性及び手段の相当性(より制限的でない他の代替的手段があるか等)を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組の独占禁止法上の問題の有無について判断」(P2、13～16行目)としていることについては、従来の「企業結合」や「業務提携」等のガイドラインに示された考え方から必ずしも「グリーン」を踏まえて踏み込んだもの、我が国のグリーン社会の実現に向けた事業者等の活動を「後押し」するものになっていない。</p> <p>世界各国、地球規模で脱炭素への取り組みが加速している中、GX関連産業の発展の成否が国家・企業の競争力を左右する時代に突入している。わが国もGX実現に向けたロードマップを作成するなど、官民挙げてわが国の産業競争力の強化と経済発展を目指している。</p> <p>また、関連産業の発展に欠かせない脱炭素技術の開発や投資については、世界各国で大規模な支援策を講じるなど国家の命運をかけた動きとなっている中、今後は、一事業者の取組みだけでなく、複数の事業者やさまざまな主体が共同・連携するなどしてオールジャパンで取り組まなければならない事態となることも想定される。</p> <p>またこのような我が国の脱炭素技術の開発・普及による「温室効果ガス削減」の実現・促進そのものは、我が国事業者等が引き続き競争力を有して国際競争に参加し続けられることを通じて競争促進的な効果を持っており、我が国社会、消費者にもその競争による利益がもたらされる。これはガイドラインでも明示すべきである。</p> <p>こうした状況を前提に、本ガイドラインは、GX実現に向けた取組みが国家の命運を賭けた大競争時代に突入しているという現実を踏まえ、独占禁止法上の判断においてもこれらを考慮することも明示して、オールジャパンの取組みを加速させるものとなる必要がある。</p> <p>また、オールジャパンでの取組を一層加速させるため、取組の結果グリー</p>	<p>者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果をもつものである」という形で、これまでにない考え方を示しています。</p> <p>当委員会としては、こうした考え方に加え、想定例等を示すことで、事業者等の皆様の理解を促進し、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的な相談対応を行うことでその活動を後押ししていきたいと考えます。</p>	

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>ン社会が進展したことによって得られる社会、消費者の利益と、その取組に係る競争制限的な効果（損失）とを総合的に分析・比較し、前者が後者を上回ることが明らかな場合には、グリーン社会で新たなイノベーションや競争が生まれる期待が高いことも踏まえ、当該取組に係る独占禁止法上の問題を問わない等の措置を取ることについて検討を進めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
<p>意見 1-11 「グリーン社会の実現に向けた事業活動」の後押しのためには、このような事業活動に係る市場環境等の「特有の状況」を踏まえて独占禁止法上の問題を検討すべきである。</p>		
<p>○ 競争制限効果と競争促進効果の判断で総合的に考慮する要素について 特定の「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動」が独占禁止法上の問題となるかについて、従来（非グリーン）と同様に、競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して判断するとされている。他方で、カーボンニュートラルが国家のみならず地球規模の目標であること、またその実現が極めて困難とされていることを踏まえると、「グリーン社会の実現に向けた事業活動」の後押しのためには、このような事業活動に係る市場環境等の「特有の状況」を踏まえて独占禁止法上の問題を検討する必要がある。</p> <p>（グリーン社会実現に向けた事業活動に係る特有の状況の例）</p> <p>①カーボンニュートラル実現が我が国のみならず地球規模の目標であること、EUなど脱炭素化を進める事業者等にのみ市場参加させる方針を示す国・地域があり、これまで以上の熾烈な国際的な技術開発競争が展開され、また国際的な市場形成になると見込まれること。</p> <p>②カーボンニュートラルに資する技術開発の難易度が従来に比べて極めて高く、必要な知見の範囲、コスト、期間が従来のもものと比して極めて大きくなる一方、さらに社会実装・普及までのスピードアップも必要なこと。</p> <p>③カーボンニュートラル社会の実現に向け、ライフサイクルで脱炭素効果を高めることが求められており、サプライチェーン、バリューチェーン全体として脱炭素化するためにこれに関連する業種の事業者等と連携する必要があること。</p> <p>④現時点で、炭素削減対策に資する製品やその原材料の供給量が極めて小さいなど市場が未成熟であり、安定的・効率的な調達が必ずしも容易ではないこと。</p>	<p>○ 例示いただいたグリーン社会の実現に向けた事業活動に係る考慮事項については、既にガイドライン原案の中で記載している点もあると考えますが、独占禁止法上問題であるか否かの検討に当たっては、その他の考慮事項も含め、個別案件ごとに必要な考慮事項を踏まえた検討を行う必要があると考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>⑤現時点で、炭素削減効果の内部化の方策が確立していないなど、事業者の取組に係るコスト回収の予見性が低いこと。</p> <p>これらは事業者等のグリーン社会実現に向けた活動にとって大きなリスクとなり得るものであり、これらを解決・緩和するための手段として共同等することに合理性がある場合も多いと考えられる。</p> <p>本ガイドラインにおいても、考え得る「グリーン社会実現に向けた活動に特有な状況」を挙げたうえで、個別の活動の独占禁止法上の競争制限的か競争促進的かの判断の際にこれらも「考慮する」旨明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
意見 1-12 事業者がGX推進に必要なコストを製品価格へスムーズに反映できるよう、価格転嫁のガイドラインを国主導で整備すべきである。		
<p>○ 総論</p> <p>気候変動問題の解決には、技術革新が必要で業種の垣根を越えた連携が必要となる。その際に懸念される競争制限的な行為を未然に防止するため、事業者の取組に対する法適用・執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を向上させることを目的とした独占禁止法上の考え方が策定されることは意義があると考えられる。</p> <p>しかしながら、業種によってGX実現に向けたアプローチ、その難易度には大きな差があると認識している。</p> <p>特にセメントなどGHG排出量の削減が困難な汎用素材分野においては、カーボンニュートラルに向けた対策として、エネルギー・原料の転換に伴うコストアップ、CO2回収設備導入など製造プロセスの大幅な改造にともなう巨額の投資が必要となる。</p> <p>汎用素材はサプライチェーンの上位に位置しユーザーも幅広く存在するため、ユーザーに理解を得て価格転嫁を浸透させるには長期間を要することが想定され、その間のコスト負担を製造業者だけで持ちこたえることはできない。</p> <p>各事業者のGHG削減に向けた取組みが将来の生活環境保全につながることを広く理解いただき、必要なコストは社会全体で公平に負担することをGX推進のための指針として示してもらいたい。すなわち、事業者がGX推進に必要なコストを製品価格へスムーズに反映できるよう、価格転嫁のガイ</p>	<p>○ 温室効果ガス削減に向けた取組のコストやそれを製品価格に転嫁する必要性については、業界や事業者により千差万別であるものと考えますが、ガイドライン原案7頁の想定例（情報発信）に記載したとおり、一般消費者の理解を得るために情報発信を行うことは独占禁止法上問題とならないことを示しています。</p> <p>また、ガイドライン原案48頁において、取引の相手方に生じるコストの上昇分を考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定する場合には独占禁止法上問題とはならないことを示しているほか、49頁の想定例（従来品より温室効果ガスを削減した仕様に基づく発注における対価の一方的決定）に記載したとおり、一方的に取引価格を据え置く行為について独占禁止法上問題となる場合があることについても考え方を示しています。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>ドラインを国主導で整備していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見 1-13 事業者の取組を後押しするよう、社会公共的な目的の意義を明確化すべきである。		
<p>○ 加えて、「社会公共的に望ましい目的」（3 ページ 1 行目）や「社会公共的な目的等」（10 ページ 22 行目）など、社会公共的な目的を考慮要素とするように見える記載が複数ある。この社会公共的な目的と、温室効果ガスの削減はどのように関連するのか明確でない。「社会公共的」という文言からすれば、温室効果ガスの削減の目的に加え、例えば、環境保全や資源、生物多様性の保全、人権、ダイバーシティ、社会福祉、教育などの社会課題の解決のための取り組みにも適用される余地があることを明確にすることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ ガイドライン原案において、温室効果ガス削減の目的が、「社会公共的に望ましい目的」、「社会公共的な目的」に該当することは、既に明確であると考えます。</p> <p>また、ガイドライン原案 3 頁においては、既に「社会公共的に望ましい目的のために実施され、消費者利益をもたらすことが期待されている取組は、温室効果ガス削減に向けた取組以外にも様々なものがあり、同様に社会公共的に望ましい目的のために実施される「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けた事業者等の取組についても、行為の性質を踏まえれば、本考え方が示す判断枠組み等を適用できる可能性が高い。」と記載しており、環境保全や資源、生物多様性の確保、人権、ダイバーシティ、社会福祉、教育などの社会課題の解決のための取組にも適用される余地があることは既に明確であると考えます。</p>	無
意見 1-14 時期を明示するかたちで、見直しに係る条項をガイドライン自体に組み込むべきである。また、今回のガイドライン案が機能しているかどうか、一定期間後に何らかのかたちでモニタリングを行うべきである。		
<p>○ ガイドライン案については、「今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に見直しを行っていく」こととされていることを歓迎する。例えば、<u>少なくとも 3 年後に見直しを行うなどのかたちで、時期を明示するかたちで、見直しに係る条項をガイドライン自体に組み込むことも一案である。</u>加えて、事業者の課題や活動実態、温室効果ガスの削減の取り組みの進展等を踏まえ、<u>必要な対応については積極的かつタイムリーに検討・実施いただきたい。</u>また、事前相談制度によらない相談も含め、企業の温室効果ガスの削減を後押しするかたちで、<u>今回のガイドライン案が</u></p>	<p>○ ガイドライン原案 4 頁において「公正取引委員会は、今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に本考え方の見直しを行っていく。」と記載していますとおり、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえた見直しを行うことが適当と考えており、それらと関係なく、本ガイドラインに見直しの時期を記載することは、適当で</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>機能しているかどうか、一定期間後に何らかのかたちでモニタリングを行うことも有用である。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>ないと考えます。</p> <p>なお、本ガイドラインが機能しているかのモニタリングに関しては、事業者等に対するヒアリングの実施の要否も含め、今後、検討します。</p>	
意見 1-15 総合的に考慮する際の競争促進効果の具体的な考慮方法を明らかにすべきである。		
<p>○ 2～3頁：「2 基本的な考え方」について</p> <p>「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組みは、多くの場合、競争促進効果を持つものであり、基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い。一方、競争を制限する効果のみを持つ場合は、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組みであったとしても、独占禁止法上問題となる。競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して独占禁止法上の問題の有無について判断されることとなる」との趣旨の内容が記載されている（2頁2～16行）。グリーン社会の実現に向けた事業者の取組みは、温室効果ガス削減の利益を広く一般消費者にももたらすものであり、競争促進効果を持つものと考えられるが、一部で競争を制限する効果と見なされる側面が生じる可能性等で、取組み自体が独占禁止法上問題と見なされるおそれがあるために、取組み自体が萎縮するおそれがあると考え。総合的に考慮する際の競争促進効果の具体的な考慮方法を明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 総合考慮する際の競争促進効果の考慮方法については、個別案件の事情に即して判断する必要があります。</p> <p>このため、個別案件について、懸念点等がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
意見 1-16 本ガイドラインに基づいて、今後も企業・地方自治体・大学・学会の連携を強化しつつ本プロジェクトを進めていく上で、どのようなスキームにすれば独禁法上のリスクを回避することができるか、考慮すべき点や注意して行うべき点を教えてほしい。		
<p>○ 当団体では、カーボンニュートラルに必要な技術や学問体系の展開・深化とその社会実装を目指した活動を広く行っています。CO2の大幅削減と化学原料転換のためには、アカデミアや企業個社ごとの取り組みでは限界があり、アカデミア、企業間および産業間の垣根を超えた取り組みが必要です。そこで、当団体では「地域委員会」（以下、当該委員会）を組織し、多数の企業が近接しているコンビナート地域に着目し、コンビナート内の化学企業間の連携や地域産業の連携をはかりながらカーボンニュートラル社会のグランドデザイン構想プロジェクトを推進しています。</p>	<p>○ プロジェクトを進めていく上では、そのプロジェクトの取組の主体や内容に応じた検討が必要となると考えますので、該当するガイドラインの記載内容を参考にしながら、検討を進めていただければと考えます。</p> <p>また、個別案件について、ガイドラインに記載の無い点や懸念の残る点については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>カーボンニュートラル社会の実現には、当団体の専門領域とその関連産業そのものの抜本的な変革が必要です。当該委員会では、地域企業、地方自治体、大学、学会、地域住民が一体となって進めていくことが重要と考えて連携の強化をはかってきました。その際、独占禁止法に遵守する形で進めるべく、これまで企業・学会・自治体間で十分協議を行いながら進めております。</p> <p>今回新たに提案のありました「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」に基づいて、今後も企業・地方自治体・大学・学会の連携を強化しつつ本プロジェクトを進めていく上で、どのようなスキームにすれば独禁法上のリスクを回避することができるか、考慮すべき点や注意して行うべき点がございましたら、ご教示お願いいたします。</p> <p>【団体】</p>	<p>考えます。</p>	
<p>意見 1-17 「独占禁止法上問題となる行為」に関して、どのように解釈すればよいのか判断が難しい場合が多く、問題とならない方法など補足説明を行うべきである。</p>		
<p>○ また、具体的な事例で申しますと、概要18ページでは「個々の顧客に対して提示している価格・数量等の取引条件も併せて収集し、会員事業者間で共有すること」が違反行為として記されています。当団体での活動がこれらの行為に相当する可能性を憂慮しております。一方で、その前のページ（17ページ）の独禁法の根本的な考え方によれば、もう少し柔軟に考えてよく、問題ないケースであるとも解釈できます。このように、各ページにあります赤字枠の「独占禁止法上問題となる行為」に関しまして、どのように解釈すればよいのか判断が難しい場合が多く、問題とならない方法など補足説明を頂けますようご検討いただければと思います。</p> <p>【団体】</p>	<p>○ 御指摘の想定例は、価格・数量等の重要な競争手段である事項を相互に把握し協調的な行動が促進されること等により、データ共有の対象である商品・役務の販売市場における競争が実質的に制限される場合、独占禁止法上問題となる行為であることから、「独占禁止法上問題となる行為」と整理しています。一方で、こうした想定例に該当するような行為についても、様々な追加的な検討要素が存在する場合、例外的に問題ないと判断し得ることもあると考えられるため、個別案件については当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p> <p>また、事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインへの補足説明の追加を検討します。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-18 CNの実現に資すると考えられる案件に関しては、いくつかの要件を示した上で、例外的な対応を認めるべきである。</p>		
<p>○ 1・独占禁止法の適用除外、その要件・審査プロセスの透明化 CNの実現に資すると考えられる案件に関しては、いくつかの要件を示し</p>	<p>○ 適用除外制度の導入については、①仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>た上で、例外的な対応を認めていただくことを強く希望する。また、認められる要件審議プロセス、審議期間などを透明化し、企業の経営判断のスピードの足かせとならないような制度設計を希望する。</p> <p>適用除外の可能性のある要件として、</p> <p>①我が国のCN目標に資する案件であることが認められるもの ※個社や業界視点への偏重を防ぎ、国益に資するものを公正に適用除外とするために、公正取引委員会と事業所管省庁が相談し、主務大臣がCN等の国益に資すると判断されたもの。</p> <p>②該当製品等が国民生活に欠くことができないあるいは、経済安全保障上重要と認められるもの。</p> <p>等、いくつかの要件を挙げ明確にした上で、国益と照らして合理性が認められる案件に関しては、個別に審議の上、時限的に例外的な対応を認めていただくことを検討いただきたい。</p> <p>ここに手を打たなければ、国内での事業維持は極めて困難な状況となることをご理解いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること、②グリーンウォッシュの危険を高め、我が国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること、③適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性があることから、適当でないと考えます。</p>	
<p>意見 1-19 欧州を含めた各国のCNへの法制度・取組を見ながら、国際競争の中で戦う日本企業が本ガイドラインによって、不利な競争条件にならないようにすべきである。</p>		
<p>○ 2. 国際競争の中で、日本企業が不利な競争条件にならぬよう他国法制を意識した対応を希望</p> <p>法制度のベースが違うことはあるものの、欧州を含めた各国のCNへの法制度・取り組みを見ながら、国際競争の中で戦う日本企業が本ガイドラインによって、不利な競争条件にならないように、現実的な配慮を強く求める。本ガイドラインの中で、対応が困難であれば、省庁を超えた別の枠組みで、産業政策としてCNの実現に向けた対応・救済策の早期実現を希望する。2030年以降の競争に勝つためには、現実的には今すぐ行動をスタートしなければ、対応が間に合わない現実を踏まえ、スピード感のある対応を希望する。</p> <p>CNへの削減目標達成にむけてのコスト負担は、業界により濃淡があり、複数企業が協力して、コスト削減を図らなければ、維持が難しい製品もあり、特に国民生活や産業を支えるエッセンシャルな製品等に関しては、複数企業が協力しながら、強固なサプライチェーンを維持することの重要性を勘案し</p>	<p>○ 当委員会としては、国際的に事業を展開する日本の事業者の取組についても後押しをしたいと考えており、その一環として、海外競争当局等の動向を注視することも重要であると考え、これまでも、欧州を含めた海外競争当局や海外の有識者との意見交換や議論を実施してきていますが、今後も継続していきたいと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>た対応を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
<p>意見 1-20 従前の独占禁止法上の考え方とグリーン事業における考え方に違いがあるのであれば、それを示していただけると当該考え方の本意が事業者などに、より明確に伝わるものと考え。</p>		
<p>○ 当団体を構成する事業者は、グリーン社会の実現に向けて、様々なステークホルダーと密接な連携の下に事業推進しているところ、当団体としては、今回示された考え方に賛同するとともに、具体的な想定例が今後も追加されていくことを期待する。一方で、本案の位置づけとしては、独占禁止法上問題となる行為を知らしめて規制していくことを目的とするものではなく、独占禁止法がグリーン成長にかかる取り組みを阻害しないよう柔軟に対応していくことを知らしめることを目的とするものであることが望ましい。そのため、従前の独占禁止法上の考え方とグリーン事業における考え方に違いがあるのであれば、それを示していただけると当該考え方の本意が事業者などに、より明確に伝わるものと考え。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 今後、具体的な想定例の追加を検討したいと考えます。考え方の違いに係る御指摘の点については、ガイドライン原案の「2 基本的考え方」において、「グリーン社会に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものである」という考え方を明示しています。</p>	無
<p>意見 1-21 ガイドライン原案で記載されている想定例において、結論を導くのに必要な事実関係が何か必ずしも明確でないものがある。</p>		
<p>○ 本ガイドライン案は、共同行為にのみならず、垂直的關係（取引先事業者の事業活動に関する制限及び取引先の選択、優越的地位の濫用行為）や企業結合についての考え方も記載しており、好ましい。</p> <p>様々な類型に関して、独占禁止法上問題とならない行為及び独占禁止法上問題となる行為の想定例が示されており、参考になる。特に想定例に記載されている「解説」は、何をポイントとして独占禁止法上問題となるか、又はならないと考えられるかの手掛かりとなるので、参考になる。</p> <p>残念ながら、ある行為が独禁法を遵守するものか否かの判断は必ずしも一義的にできるものではない（本ガイドライン案で記載されている想定例においても、結論を導くのに必要な事実関係が何か必ずしも明確でないものがある）。ガイドラインにおいては、前提となる事実又は背景事情の範囲であれば、主観的な判断によって結論が左右されない「想定例」が提示されることを期待する。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 判断が一義的にできるものではないという御指摘の点については、ガイドラインの性格上、本ガイドラインの想定例は、「独占禁止法上問題とならない行為」及び、「独占禁止法上問題となる行為」について、典型的な事例を記載していますところ、個別案件について判断が難しい場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p> <p>なお、独占禁止法上問題となるか否かの判断については、主観的な判断によって結論が左右されるのではなく、事実と法律に基づいて行われています。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案」とされている（本指針案2頁14-15行）。</p> <p>しかしながら、事業者が取組みを検討するに際しては、通常、様々な選択肢のなかから目的との関係でベストと考える手段を選択することが一般的であり、「代替的手段がない」といえる場面は極めて稀である。また、目的の達成度や、達成のための効率性などを勘案すれば、いずれの手段が「より制限的でないか」を判断することも極めて困難である。本指針は事業者の取組みを促進、後押しすることを目的としているが（本指針案1頁28-29, 33-34行）、基本的考え方において、「手段の相当性」の内容として、「より制限的でない他の代替的手段があるか」ということが明示されることは、代替的手段がある場合には手段の相当性が問題となるのではないか、制限的でない他の手段があれば必ずそちらを選択しなければならないのか（検討している取組みは独禁法上問題となるのか）などの疑念を事業者に抱かせ、取組みの実施やその内容について萎縮効果をもたらすおそれがあり、本指針の目的に逆行するものと思料する（なお、事業者の立場からすれば、末尾に「等」が付されているとしても、その萎縮効果は変わらないと思われる。）。</p> <p>本来、手段の相当性における「より制限的でない他の代替的手段の有無」は、取組みのもたらす競争制限効果の大小によってもその総合的考慮による重みは異なるはずであるが、現状の本指針案の当該記載（「目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案」）は、いかなる事業者間のいかなる取組みも「より制限的でない他の代替的手段のないこと」を求めているような誤解を与えるものである。したがって、「（より制限的でない他の代替的手段があるか等）」という記載については、本指針から削除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>されるものではなく、個別案件における事業者等の状況を踏まえ、「十分認められる」、「認められる」、「一定程度認められる」などと程度問題として判断されるものと考えます。</p> <p>また、「手段の相当性」は、「総合考慮」の一つの要素にすぎず、例えば、取組の競争促進効果によっては、より制限的でない他の代替的手段が存在する取組であっても、独占禁止法上問題ないと判断される場合はあると考えられ、この点は、既に明確であると考えます。</p>	
<p>意見 1-25 本ガイドラインにおいて、「迅速かつ的確に判断」を実施するに当たって、事業者側が示すべき主張とその根拠を可能な限り簡便化することが有効である旨明示すべきである。</p>		
<p>○ 「今後の対応」（P4）について 「2050年カーボンニュートラル」などグリーン社会の実現に向けた取組については、現時点での革新的技術開発の状況を踏まえると、その実現が求め</p>	<p>○ 当委員会として、事業者等からの相談に対して迅速かつ的確な判断を実施するための取組を進めますが、事業者の主張や根拠について、</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>られるまでの期間が極めて短い。従って取組に係る迅速な意思決定が極めて重要であり、「継続的に本考え方の見直しを行っていく」（４行目）、「積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく」（６行目）、「目的の合理性及び手続の相当性並びに競争促進効果を定性的又は定量的な根拠に基づき主張する際には、これを踏まえた判断を迅速かつ的確に実施」（７～９行目）「事業者間の参考になると考えられる相談事例等については、積極的に公表」（２０～２１行目）についても高く評価させていただきたい。</p> <p>「迅速かつ的確に判断」を実施するにあたって、事業者側が示すべき主張とその根拠を可能な限り簡便化することも有効であり、これを進めていただくとともに、その旨明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>どの程度の説明や資料が必要になるのかは個別案件ごとに異なることから、一律に簡便化を進める旨を明示することは適当でないと考えます。</p>	

2 「第1 共同の取組」について

意見の概要	考え方	修正の有無
意見2-1 共同研究開発の準備・検討段階における情報交換等の実務的な情報交換方法の明確化や、セーフハーバー基準の明確化について、今後考慮すべきである。		
<p>○ 競合との共同の取組みは、ある程度長期にわたって様々な活動が行われることが想定される。例えば、共同研究・開発の場合、当該共同研究・開発の合意だけではなく、温室効果ガス削減等の正当な目的に向けた、その準備・検討段階における情報交換等も行われることが前提となる。また、国としての温暖化対策の目標を達成するため取組みにもスピード感が求められる。そのような状況において、共同の取組みについて、様々な考慮要素を総合的に判断することを都度行うのでは、単独で事業を行う場合と比して、事業スピードが著しく遅くなり、競合と共同で行うことへの委縮効果が依然として残ることを懸念する。第1回グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会の議事要旨3頁にもあるように、「企業が直面するであろう実態に即して踏み込んだ記載にする観点では、<u>実務的な情報交換方法の明確化やセーフハーバー基準の明確化</u>」などについても、従来の枠組みに捉われず、今後、考慮していくことが望ましい。また、現在基礎研究の段階にある脱炭素技術・新製品について、事業者団体において自主基準等を設定することが想定される。このような自主基準等の設定についても、事業者の取組みを後押しするよう、許容しうる運用を明示する等さらなる事例の充実や明確化を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 情報交換については、各類型の業務提携に付随して行われ得るものであるところ、各類型の業務提携に係る考え方を示していることから、可能な限り、考え方の明確化を図っていると考えます。情報交換に係る更なる考え方の明確化については、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p> <p>また、共同の取組に係るセーフハーバーについては、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、課題の一つとして検討します。</p> <p>さらに、現在基礎研究の段階にある脱炭素技術・新製品に係る自主基準の設定については、今後、事例の蓄積等を踏まえてガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p>	無
意見2-2 共同の取組にセーフハーバーを設定すべきである。		
<p>○ セーフハーバーの設定</p> <p>共同での取組における他の事業者との共有化の割合は様々であり、共有化の割合が低いものについては独占禁止法抵触の懸念に妨げられることなく迅速に取組を進められることが望ましい。</p> <p>また、共同での取組は企業結合と同質性を有し、共同研究開発についてもセーフハーバーが設定されていることから、他の共同での取組についてセーフハーバー等の形で指標を設けることを妨げる事情はないように思われる。</p> <p>そのため、一律に適用を除外する場面と個別の検討が必要となる場面とを</p>	<p>○ 共同の取組に係るセーフハーバーについては、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、課題の一つとして検討します。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>分け、その境目となる指標をセーフハーバー等の形で明確に設定すべきである。</p> <p>なお、グリーン社会の実現のためには高い市場シェアを有する事業者間の連携が必要となることも想定されるため、セーフハーバーを定める際にコスト共通化割合なども判断要素に含めることを求める。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見 2-3 設備の共有に関する章を創設すべきである。		
<p>○ 設備の共有に関する章の創設</p> <p>1. グリーン社会の実現のためには従来の生産設備の廃棄及び新しい設備の導入を避けることはできない。また、大型化により温室効果ガス排出量の削減効果を高めるとともにコストの増加を抑えるためには、複数の事業者間で共同して新しい設備を導入するという選択肢が有力となる。</p> <p>しかし、設備の共有にあたっては、各社が保有する設備に関する情報や将来の生産計画に関する情報の共有、製造コストのうち当該設備を用いる部分の可視化及び製造プロセスのうち当該設備を用いる工程の競争制限等が独占禁止法に違反しないかという懸念が生じる。</p> <p>そのため、本ガイドラインにおいて設備の共有に関する項を設け、独占禁止法への抵触が生じない設備共有の範囲を明確にするとともに、設備の共有が独占禁止法に違反するか否かの判断枠組みを明確にすることを求める。</p> <p>2. 本ガイドラインは、新たな生産設備への転換に際して相互に連絡を取り合って既存の生産設備を廃棄する時期を決定したという事例（「生産設備の共同廃棄」（9頁7行目以下））を独占禁止法上問題のある行為としてあげている。</p> <p>しかし、共有設備の設置時期について各事業者の意見を集約する際に、（間接的に）各事業者の設備の廃棄時期が推測されることは避けがたい。また、共有設備の設置時期によっては自社の設備の廃棄時期を前倒し又は延期する事業者も生じるところ、これが独自の判断と評価されるか協調的な判断と評価されるかは極めて不安定であり事業者の取組を著しく阻害しうる。</p> <p>そもそも、設備の共有に向けた調整は既存商品の需要者に対する供給責任を果たしながらグリーン社会の実現を可能とする生産体制に移行するためには欠かせない行為であり、この行為について違法となる可能性があるとい</p>	<p>○ 設備の共有に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>う評価を与えることは妥当性を欠くように思われる。</p> <p>そのため、各事業者における重要な競争手段に関する判断の独立性が損なわれる場合であっても、グリーン社会の実現という社会公共目的の達成に貢献するのであれば、独占禁止法には抵触しない旨の判断枠組を、その詳細とともに提示することを求める。</p> <p>また、独占禁止法上の枠内でこの問題を解決することができないのであれば、それを可能とする新制度の創設を求める。</p> <p>3. なお、設備の共有に関する問題を取り扱う際には、地理的要因から市場占有率の高い競争者間での共同の取組の必要性が高くなりうることにしても配慮を求める。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見 2-4 独占禁止法上問題とならない情報交換の方法について、より具体的に記載すべきである。		
<p>○ 6～7頁：「1 独占禁止法上問題とならない行為」について</p> <p>想定例において、「温室効果ガス削減に関するベストプラクティスについて情報交換を行い、自社の取組の参考とした。商品Aの価格等の重要な競争手段である事項は、情報交換の対象ではない。」場合は独占禁止法上問題とならない行為と記載されている（7頁28～33行）。グリーン社会実現に向けた温室効果ガス削減の取組みによる利益は、広く一般消費者にももたらすものであるが、一方で将来的には温室効果ガス削減の情報自体が競争手段の事項となる側面が生じる可能性等のために、グリーン社会実現に向けた情報交換自体が萎縮するおそれがあると考え。温室効果ガスの削減を目的とした事業者間の取組を後押しいただく観点から、グリーン社会実現に向けた情報交換を行う場合の独占禁止法上問題となるおそれを生じさせない情報交換のやり方の例示、及び「価格等」といった抽象的な表現に留まらず、より具体的な項目・記載例を示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 独占禁止法上問題とならない情報交換やデータ共有の方法については、想定例を追加いたしました。今後、事例の蓄積等を踏まえてガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p> <p>なお、「価格等」の「重要な競争手段である事項」については、ガイドライン原案において、「事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素のことをいう（事業者団体ガイドライン第二(2)参照）。」（6頁、脚注16）と記載しており、より具体的な記載は不要であると考えます。</p>	有
意見 2-5 法令より高度な目標値を定める場合には問題となるか、明らかにすべきである。		
<p>○ p. 7 L2 （法令上の義務の遵守対応）</p> <p>「法令上、商品Aの製造販売業者による達成が義務付けられるリサイクル率を、会員事業者が達成しなければならない目標値として定めた。」とあるが、法令より高度な目標値を定める場合には問題となるか、明らかにしてい</p>	<p>○ 法令より高度な目標値を定める場合に独占禁止法上問題となるか否かについては、当該目標値の水準やその設定が事業者の事業活動に与える影響等を検討する必要があるため、一律</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>ただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>に明らかにすることは困難です。法令上の義務の遵守対応の想定例に関して、本ガイドラインにおいて、「問題とならない行為」として示している想定例に該当しないような行為についても、直ちに独占禁止法上問題となるということではありません。</p> <p>想定例以外の様々な場合について、どのような点までお示しすることが適切かについては、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	
<p>意見 2-6 独占禁止法上問題とならない行為の想定例として挙げられている、法令上の達成義務のあるものについて重ねて業界団体が目標値とすることに意味はなく、現実的な事例とは考え難い。</p>		
<p>○ 7ページ 2行目</p> <p>合法の事例として挙げられている、法令上の達成義務のあるものについて重ねて業界団体が目標値とすることに意味はなく、現実的な事例とは考え難い。</p> <p>リサイクル率などで法令を上回る目標を公表すること、その達成率を公表することは合法類型となるか。(自動車リサイクル法を上回るリサイクル率の公表など)</p> <p>「留意を要する行為」の事例(本編P9 L27)では、完全に自主性に任せる事例や、従わないと共同設備の使用拒否のような明確な不利益を課すケースのような極端な場合が記載されているが、「公表」程度のサンクションの場合にはどのような評価となるか明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 法令上達成が義務付けられるリサイクル率であっても、例えば、達成までの猶予期間が設けられている場合において、事業者団体が猶予期間を待たずに会員事業者が達成すべき目標値を定めるようなことは、十分想定され得るものと考えます。</p> <p>法令を上回るリサイクル率の設定や「公表」を含む様々なサンクションの設定については、その具体的な内容やその設定が事業者の事業活動に与える影響等を検討する必要があるため、それらに対する判断を一律に明らかにすることは困難です。法令上の義務の遵守対応等の想定例に関して、本ガイドラインにおいて、「問題とならない行為」として示している想定例に該当しないような行為についても、直ちに独占禁止法上問題となるということではありません。</p> <p>想定例以外の様々な場合について、どのような点までお示しすることが適切かについては、</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
	今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。	
意見 2-7 共同の取組に係るガイドライン原案 7 頁の想定例（法令上の義務の遵守対応）をより明確化すべきである。		
<p>○ 競争法上問題とならない事業者団体活動</p> <p>7 頁 7 行目では、事業者が事業者団体を通じて一般的に追求する多くの活動を網羅する有用な例が記載されています。事業者団体による努力目標は許容されると説明されており、有益です。この例は、各事業者がそれぞれのウェブサイト上で目標達成への誓約を公表することまで盛り込むことで、さらに踏み込んだものとすることができます。</p> <p>7 頁 28 行目の例も、ベストプラクティス（競争上重要な情報に該当しないもの）の共有が許容されることを示しており、有用です。9 頁 23 行目の例で示されている問題となる研究開発に関する機密情報の共有と対比させることができます。</p> <p>しかしながら、当ワーキンググループは、7 頁 2 行目の例はより明確にすべきである旨ご提案します。この例は、事業者団体が（法令で要求されるより高い）目標を設定したとしても、製造業者がその目標を達成するか、超えるか、またどのように達成するのかを独立して決定するのであれば問題ないという事実を曖昧にする危険性があります。多くの事業者団体は、会員がステークホルダー（消費者や金融市場を含む）と効果的に対話できるよう、共同手法や重要なパフォーマンス指標を作成したいと考えます。また、事業者はこの情報を自ら公表すると共に事業者団体を通じて公表し、最大限周知を図りたいと考える場合もあります。この点、16 行目の（許容される）例においても、法的義務がないにもかかわらず、事業者団体が会員のサステナビリティ活動に関する情報を発信しているように見えます。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、想定例を次のように修正することとしました。</p> <p>（法令上の義務の遵守対応）</p> <p>○ 商品 A の製造販売業者により構成される事業者団体 X は、法令上、商品 A の製造販売業者による達成が義務付けられるリサイクル率を、会員事業者が達成しなければならない目標値として定めた。その上で、<u>当該リサイクル率を達成する観点から、X は、会員事業者各社のウェブサイトにおいて自社が当該目標の達成に向けて取り組む旨を宣言することを奨励するとともに、会員事業者各社の達成率を、会員事業者の同意を得て団体のウェブサイトにおいて公表することとした。</u></p> <p>また、法令より高度な目標値を定める場合に独占禁止法上問題となるか否かについては、当該目標値の水準やその設定が事業者の事業活動に与える影響等を検討する必要があるため、一律に明らかにすることは困難です。法令上の義務の遵守対応の想定例に関して、本ガイドラインにおいて、「問題とならない行為」として示している想定例に該当しないような行為についても、直ちに独占禁止法上問題となるということではありません。</p> <p>想定例を超える様々な場合について、どのよ</p>	有

意見の概要	考え方	修正の有無
	うな点までお示しすることが適当かについては、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。	
意見 2-8 冷暖房温度設定や LED 電球の使用の有無は、Xの会員事業者間の競争に影響を与える場合は想定されず、不要であると考え		
<p>○ p. 7 L22 (事業所における省エネルギーの推奨)</p> <p>「冷暖房温度設定や LED 電球の使用の有無は、Xの会員事業者間の競争に影響を与えない状況にある。」とあるが、冷暖房温度設定や LED 電球の使用の有無は、Xの会員事業者間の競争に影響を与える場合は問題となる場</p>	<p>○ 冷暖房温度設定や LED 電球の使用の有無については、競争に影響を与えない場合の例として示したものです。例の追加や変更については、今後の事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p>	無
意見 2-9 情報交換の可能な範囲について、想定例を追加すべきである。		
<p>○ P7 第1共同の取組 (重要な競争手段である事項を対象としない情報交換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共同の取組」や「企業結合」等、企業間の連携を進める上で、それが競合同士であっても情報交換を行うことは必要不可欠である。 ・グリーン社会の実現に向け、「共同の取組」や「企業結合」を検討する上で、どのような情報を、どこまでの関係者と、どの段階から情報交換することが可能かの判断基準、問題となる・ならない想定例の追加をお願いする。 <p>【団体】</p>	<p>○ 情報交換については、ガイドライン原案7頁に独占禁止法上問題とならない行為の想定例を記載しているほか、29頁のデータ共有の項目において説明を記載しています。また、データ共有の項目に想定例を追加しました。一方で、御指摘のとおり、情報交換は各類型の業務提携や企業結合に付随する形でも行われ得るものでありますが、そうした場合に情報交換が競争に与える影響は個別案件ごとに千差万別であることから、現時点で記載を追加することは困難と考えます。情報交換に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	無
意見 2-10 生産設備の共同廃棄に関する競争促進効果も踏まえつつ、記載の変更や今後の更なる検討が必要である。		
<p>○ 共同廃棄</p> <p>生産設備の共同廃棄について、決定内容が類似となること自体は独禁法上問題ないという点を示した(26ページ~27ページ)ことを歓迎する。もっとも、共同廃棄の事例は、今後、グリーン連携の取り組みが進むなかで、様々</p>	<p>○ 単独で行うことが困難な設備投資を共同で行うことは、価格、生産数量等の重要な競争手段を制限しない限り、独占禁止法上問題とならないと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>な課題が生じうる中心的な論点になると考えられる。共同廃棄を通じ、温室効果ガスの削減に資する新たな効率的な設備の導入が図られ、競争促進効果が生じうる。個社では到底対応できない巨額の投資が必要となる設備投資に関し、各事業者独自の判断のみでは検討が進まないことも考えられ、また、同業種間連携・コンビナート内・外の連携など、共同の取り組みが必要となる局面も存在する。これらの観点も踏まえ、<u>生産設備の共同廃棄に関する競争促進効果も踏まえつつ、記載の変更や今後のさらなる検討が必要である。</u></p> <p>例えば、ガイドライン案9ページ7行目以下の独占禁止法上問題となる行為の想定例に関し、GXに資する新規設備への共同投資を製造業者（X、Y及びZ）が行っている場合、その設備の新設・稼働に伴い、当該事業者としては、当然に既存設備を止めることが想定される。こうした場合、当事者間において、既存設備を「共同して」廃棄するわけではなく、それぞれの判断で廃棄することが通常と考えられる。もっとも、新規設備の運営の観点から、既存設備の廃棄について、当事者間で一切議論・情報交換できないこととなると、投資時期の明確化ができず、新規設備への共同投資の議論が進まないことも懸念される。このため、<u>既存設備の廃棄の有無・時期について、当事者間においての約束事にしないことを前提として、一定の情報交換を行うことは、共同投資との関係で、必要不可欠な場合があり、その場合には独占禁止法上問題とならないことが多い旨、事例として加筆することも有用ではないか。</u></p> <p>また、共同投資にあたらぬケースであっても、脱炭素の目標が法律や国の方針等で明確に決まっている中で、商品Aの生産に関し、旧来の技術に基づく生産設備ではこれを達成することが不可能で、新たな技術に基づく生産設備に計画的に転換していくことが必要な一方、商品Aの製造業者各社が同時期に旧設備を廃棄すると、商品Aが品不足になって商品Aの需要者の利益が損なわれる場合に、当該目標に基づいて旧設備を廃棄して新設備に移行するスケジュールを各社それぞれで設定して公表するとともに、<u>需要者側からそうしたスケジュールでは商品Aが不足する等の意見が出された場合に、そうした意見を踏まえて各社独自の判断で計画を変更し、これを公表していくことを申し合わせることは、独占禁止法上問題とならないことが多い旨、事例として加筆することも有用ではないか。</u></p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>一方、共同の設備廃棄は、生産数量カルテルに該当し、独占禁止法上問題となると考えますところ、左記の想定例においては、「独自に判断することなく、相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を決定した。」と記載し、既存設備を「共同して」廃棄したものであることを明確にしています。</p> <p>また、ガイドライン原案では、ガイドラインの性格上、一般的な考え方を記載しているため、共同の設備廃棄に付随する情報交換や旧設備を廃棄して新設備に移行するスケジュールの公表について記載しておりませんが、事業者等の今後の取組状況等を踏まえ、更なる検討を行います。</p> <p>なお、本ガイドラインにおいて「問題となる行為」として示している想定例に該当するような行為についても、様々な追加的な検討要素が存在する場合、例外的に問題ないと判断し得ることもあると考えられるため、個別案件については当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	

意見の概要	考え方	修正の有無
意見 2-11 「生産設備の共同廃棄」について、独占禁止法上問題となる行為の想定例の見直しや独占禁止法上問題とならない行為のより具体的な想定例を追加すべきである。		
<p>○ 生産設備の共同廃棄</p> <p>「生産設備の共同廃棄」に関して、重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定することは、事業者間の公正な競争を阻害する可能性がある一方で、サーキュラーエコノミーを実現する上で、サプライチェーン全体でより効率の良い生産設備に切り替えていくことは必要な施策であると考えます。実情を踏まえた、独占禁止法上問題となる行為の想定例の見直しや、独占禁止法上問題とならない行為のより具体的な想定例の追加をいただきたい。</p> <p>なお、本考え方において示された＜独占禁止法上問題となる行為の想定例＞は、いかなる場合でも違法となるとは限らないため、＜独占禁止法上問題となる”可能性がある”行為の想定例＞と記載したうえで、想定例に該当しても必ずしも独禁法上問題にならないケースがあることや、その具体例を記載することも一案である。</p> <p>また、想定例における判断が、「共同の取組：検討フローチャート」のどのSTEPで実施されたか記載があるとより良いと考える。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、今後の事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p> <p>また、想定例については、「独占禁止法上問題となる行為」の典型例として、ガイドライン原案の表現を使用しており、原案を維持したいと考えます。</p> <p>想定例における判断については、12頁の脚注27に一般的な説明を記載していますが、各事例について記載することは省略することが適当と考えます。</p>	無
意見 2-12 生産設備の共同廃棄について、業界団体や監督官庁などを通じた事前の情報交換を可能とすべきである。		
<p>○ 共同の取組 4 生産設備の共同廃棄</p> <p>国内市場の縮小に伴う生産設備の合理化はGHG排出量削減につながる重要な施策でもある。GHG排出量削減を目的として生産設備を廃棄する場合、顧客への供給責任上、他メーカーからの代替納入も必要となるが、個社判断のみで行う場合はリスクが大きく期間もかかる。同業者間での協議が許されないのであれば、業界団体や監督官庁など調整機関を通じての事前相談を可能とするなど、より柔軟な対応がとれるような仕組みも必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 共同の設備廃棄については、同業者間の協議でなくとも、業界団体や監督官庁など調整機関を通じての事前相談が行われれば、生産数量カルテルに該当し、独占禁止法上問題となると考えます。</p> <p>しかしながら、設備廃棄について、各者の独自の判断が確保されている場合には、独占禁止法上問題とならないと判断される可能性もありますので、個別案件について、不明点がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
意見 2-13 情報交換について、独占禁止法上問題とならない行為の考え方を更に追記すべきである。		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>○ 弊社の要望は下記2つ。下記対応が難しいのであれば、企業が公取委とコミュニケーションを取りやすい体制を作って頂きたい。</p> <p>具体的にはグリーン化検討に関する相談の専用窓口を開設し、専任の担当者を置いて頂きたい。例えば、あるコンビナートに関する相談事案があった場合、関係各社が相談する公取委側の担当者を一本化するなどしていただければ、相互にスムーズなコミュニケーションが進められるのではないかと考える。</p> <p>① 企業間で情報交換をする上で問題とならない方法を、その考え方や事例を示すことで明らかにすること。</p> <p>② 企業間の共同設備廃棄や共同調達等の共同行為が認められる踏み込んだ事例を明記すること。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 情報交換、共同設備廃棄、共同調達等に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p> <p>また、グリーン社会の実現に向けた取組については、専用の「グリーン事前相談窓口」を設けることとしています。</p>	無
意見2-14 設備の「廃棄」時期ではなく、カーボンニュートラルに資する設備の「設置」を行う場合も問題となるのか明らかにすべきである。		
<p>○ p.9 L12 (生産設備の共同廃棄)</p> <p>設備の「廃棄」時期ではなく、新たに「(カーボンニュートラルに資する設備の)設置」を行う場合も問題となる行為に該当するか、明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 新たな生産設備の導入時期について、競争事業者間で共同で決定し、実施する行為は独占禁止法上問題となると考えます。</p> <p>一方で、こうした行為についても、様々な追加的な検討要素が存在する場合、例外的に問題ないと判断し得ることもあると考えられるため、個別案件については当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
意見2-15 他社と「自社において行っている研究開発の状況について情報交換を行い」、知り得た情報は自社の研究開発に役立てるのみで、需要者に対する販売活動については、それぞれが独自の判断で行った場合は、どのように評価されるかを明らかにすべきである。		
<p>○ p.9 L22 (技術開発の制限)</p> <p>新技術の開発コストを単独では負担し難いことから、他社と「自社において行っている研究開発の状況について情報交換を行い」、知り得た情報は自社の研究開発に役立てるのみで、需要者に対する販売活動については、それぞれが独自の判断で行った場合は、如何に評価されるかを明らかにしていただきたい。</p>	<p>○ 御指摘の例については、情報交換の対象や独自の判断で実施する販売活動の内容に基づき判断する必要があると考えます。</p> <p>個別案件について、本ガイドラインに記載の無い点や懸念の残る点については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
【事業者】	えます。	
意見 2-16 ガイドライン原案（9頁）の想定例（技術開発の制限）について、研究開発の状況に関する情報交換自体が問題となるのか、それとも情報交換と新技術の内容の制限を併せて行うことが問題となるのか解説を付すべきである。		
<p>○ 8～9頁：「2 独占禁止法上問題となる行為」について</p> <p>想定例において、「自社において行っている研究開発の状況について情報交換を行うとともに、今後需要者に対して提案する商品に用いる新技術の内容を制限した」場合は独占禁止法上問題となる行為と記載されている（9頁20～25行）。これは研究開発の状況に関する情報交換自体が問題となるのか、それとも情報交換と新技術の内容の制限を併せて行うことが問題となるのか、想定例の解説の中で示していただきたい。また、本項目以外での想定例の中にも類似の組み合わせについての記載があり、どの要素を変更するとどう結論が変わるのかについて補足説明を示していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【事業者】</p>	<p>○ 本想定例においては、X、Y及びZが、情報交換を行うことを手段として、新技術の内容を制限した行為を「一連の行為」として、独占禁止法上問題となるとの考え方をお示しするものです。</p> <p>よって、本想定例に係る考え方は既に明らかであるため、「解説」を付記する必要はないものと考えます。</p>	無
意見 2-17 生産設備の共同廃棄について、考え方を更に明確化すべきである。		
<p>○ 9頁、13頁</p> <p>（意見内容）9頁の想定例「生産設備の共同廃棄」について、設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定することが独占禁止法上問題とされない場合があるのであれば、想定例と考え方を示していただきたい。</p> <p>13頁の想定例「温室効果ガス削減目標の設定に伴う設備等の利用制限」について、ここで言及されている「会員事業者の事業活動に与える影響が小さい方法がほかにも考えられる」のうち、「影響が小さい方法」といえる場合、いえない場合それぞれの考え方を示していただきたい。</p> <p>上記の各想定例のうち、前提条件が変われば結論が異なる点がある場合は、その考え方を示していただきたい。</p> <p>（理由）カーボンニュートラル実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）等の取り組みを推進する上では、これに逆行する製品・技術の使用制限や既存設備の入替え等が必要となる。これらを個々の事業者が独自に取り組むには限界があり、業界全体として取り組む必要があるところ、想定例の内容からは、競争者間での共同の決定や、事業者団体における強制力をもった目標設定は一律に独占禁止法上問題であるかのようにも読み取れる。</p>	<p>○ ガイドライン原案9頁の想定例（生産設備の共同廃棄）については、設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定する場合には、生産数量カルテルに該当し、独占禁止法上問題となるものと考えます。一方、本想定例の「解説」で記載したとおり、「需要者のニーズ等に鑑み、各事業者独自の判断で生産設備の廃棄時期等が決定され、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることなく決定内容が類似のものとなること自体は、独占禁止法上問題となるものではない」と考えます。</p> <p>また、ガイドライン原案13頁の想定例（温室効果ガス削減目標の設定に伴う設備等の利用制限）については、「影響が小さい方法」には、設備の利用料の目標達成までの引上げや、当該会員事業者名の公表等、会員事業者の役務Aの提供継続を可能としつつ、目標達成のインセン</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>社会公共的な目的の実現に向けた取り組みを必要以上に委縮させないためにも、カーボンニュートラルの実現に逆行する製品・技術の使用制限や既存設備の入替え等に関する企業間または業界団体での取決めがどこまで許容されるのか、より具体的な考え方を示す必要があると考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>タイプの確保を可能にする様々な方法が想定されるものと考えます。</p>	
意見 2-18 自主基準の設定について、極めて小さいと評価される投入コストの割合を定量化すべきである。		
<p>○ 競争法上問題とならない共同の取組 全体としてのコストへの影響は軽微であること 11頁35行目の例は、サステナビリティにおける協力が投入コストをある程度押し上げるかもしれないものの、川下市場における供給コストに占める「当該投入コストの割合」が「極めて小さい」場合、競争が制限されることはないことを示しています。 当ワーキンググループは、これは非常に有用なアプローチであると考えます。サステナビリティの取り組みにおいては、より環境に優しい素材や中間製品に焦点を当てるのが一般的であるため特に有用です。どの程度の「比率」が極めて小さいものとみなされるかを定量化すること（できればパーセンテージによって）で、ガイドラインをより明確化することができます。 理想としてはこの点（「コストに大きな影響がないこと」）は、本ガイドライン案において競争に影響がないことを示唆する要素が列挙されている5頁3行目にも反映されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 現時点において、「比率」について定量的にお示しすることは困難であると考えますが、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。 また、ガイドライン原案5頁3行目の記載については、競争促進的な要素について記載しているものであることから、ここに「コストに大きな影響がないこと」を追記することは適当でないと考えます。</p>	無
意見 2-19 自主基準の設定は競争法上問題とならない可能性が高い場合を追記すべきである。		
<p>○ 競争法上問題とならない自主基準 自主基準については、ガイドラインの多くの箇所で取り上げられています（例えば、10ページでは問題とならない共同の取組の例とされ、12ページでは独占禁止法上の「問題とならないよう留意を要する」行為として説明されているほか、20ページでは標準化に関して取り上げられています）。 当ワーキンググループは、5頁の第1において、サステナビリティのための自主基準（購買・製造を問いません）は、真に自主的[2]なものであり、かつ、反競争的行為を防止する適切なセーフガードを有する形で策定されていれば、競争法上の問題を生じさせる可能性は極めて低いと説明することが</p>	<p>○ 自主基準の設定については、ガイドライン原案10頁において、既に、「独占禁止法上問題なく実施することができる場合も多い」とした上で、問題となるか否かの検討についての説明を記載しています。また、5頁の第1については、競争促進的な要素について記載しているものであることから、ここに自主基準が問題とならない場合について追記することは適当でないと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>適切であるとの意見を申し上げます。</p> <p>当ワーキンググループは、10頁の17行目から、自主基準が引き起こす可能性のある問題（例えば、差別的取扱いや他の基準を使用することの制限等）が挙げていることに留意しています。しかし、5頁に新しいセクションを設けて、自主基準が競争法上問題とならない可能性が高い場合（例えば、差別的取扱いとならないもの、逸脱可能であるもの、開かれた協議により透明性をもって策定されたもの等）についてより明確に（肯定的な表現で）記載することを検討するのが有益と考えます。実際、これらの要素の多くは標準化活動に関連して既に列挙されており（20頁33行目）、自主基準に関するこれらのセクションを組み合わせること（あるいは、少なくともセクション間で相互参照させること）が論理的かつ有用と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
<p>意見2-20 各想定例について、下線部の前提が変わった場合、独占禁止法上問題となる・ならないの評価が変化するか記載すべきである（自主基準の設定に係る想定例）。</p>		
<p>○ 独占禁止法上問題とならない/なる行為の想定例を複数示して頂いているものの、事業者の懸念するケースはこれらの間にある、明記されていないケースではないか。各想定例にてポイントとなる部分を下線で示して頂いていると思うが、各下線部の前提が変わる際に、独占禁止法上問題とならない/なるは変化するか、について記載があるとより分かりやすいのではないか。</p> <p>例1:「温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定①」（11ページ14行目）にて、</p> <ol style="list-style-type: none"> 「明らかな品質の向上が認められる」（23行目）とあるが、品質が向上しない/低下する場合は、独占禁止法上問題となるか。 「原材料Bに代えて使用できる原材料はC以外には存在しない」（24行目）とあるが、他にも原材料の候補が存在する場合はどうか、また、他の候補が1つか複数かでも判断は変わるか。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ ガイドラインの性格上、一般的な考え方を記載することが必要かつ適切と考えますところ、各想定例は、「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」の典型例を記載しています。</p> <p>その上で、事業者等の皆様には、下線部で示したポイントとなる点や「解説」を踏まえ、具体的な取組について準用して判断していただきたいと考えます。</p> <p>一方、下線部で示したポイントに該当する点が変わった場合に、どのように判断が変わるかを一つ一つ詳細に記載することは困難であり、また、誤解を生じさせるおそれもあることから適切ではないと考えます。</p> <p>個別案件について独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
	また、更なる考え方の明確化については、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。	
意見 2-21 ガイドライン原案（11頁）の想定例（温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定①）について、原材料Cの供給が寡占状態でも、独占禁止法上問題とならないと判断されるのか。		
<p>○ 該当箇所：11頁14行目～33行目 第1 共同の取組 3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為（1）自主基準の設定 <独占禁止法上問題とならない行為の想定例>（温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定①）</p> <p>本事例では、「商品規格の設定という手段が競争促進的であり、原材料C以外に脱炭素化に対応する規格として採用できる原材料はないことから手段の相当性が認められる」と評価されている。</p> <p>この考え方の趣旨は、グリーン社会の実現に向けて必要不可欠な技術にも関わらず、独占禁止法上問題となり得ることから、技術の普及が進まないことを回避することと理解している。</p> <p>本事例において原材料Cの提供が、事実上、寡占状態にある場合でも、「独占禁止法上問題とならない行為」として評価いただけるのか確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 本想定例は、商品A製造販売業者X、Y及びZの行為に係る判断を示すものであり、本想定例に限っていえば、原材料Cの提供が寡占状態であるか否かはポイントではないと考えます。</p> <p>本想定例の原材料Cの製造販売業者の行為のような事案について、独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p> <p>なお、本想定例は、独占禁止法上問題となり得る行為について、技術の普及を進めるためのものであるからといって直ちに問題とならないとするものではありません。</p>	無
意見 2-22 自主基準の設定に係るガイドライン原案11頁の想定例（温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定①）について、更に明確化すべきである。		
<p>○ Mandatory standards（拘束力のある基準）</p> <p>11頁14行目の例は、事業者が環境負荷の高い製品を廃止していくうえで非常に有用な説明となりえます。特に、この例では品質向上とコスト上昇のバランスを考慮することができる点が示されているからです。</p> <p>しかしながら、この例には多くの要素が含まれているため、共同の取組のどの側面に問題があるのかが不明確です。例えば、規格が自主的なものであれば（そして法に適合する方法で確立されていれば）、品質の向上や他の代替品の排除の可能性について調査する必要はないでしょう。なぜなら、事業者は規格に沿わないで自由に製造し、消費者もそれらの製品を自由に購入し続けることができるからです。同じ事業者が規格に沿った製品と規格に沿わない製品の両方を製造する可能性もあります。仮に代替原料のコストが高くな</p>	<p>○ ガイドラインの性格上、一般的な考え方を記載する必要があり、また、適当と考えますところ、各想定例は、「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」の典型例を記載しています。</p> <p>その上で、事業者等の皆様には、ガイドラインの想定例において下線部で示したポイントとなる点や「解説」を踏まえ、具体的な取組について準用して判断していただきたいと考えます。</p> <p>一方、下線部で示したポイントを限定するこ</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>ったとしても、コスト上昇が必ずしも問題とならないことが次の例で説明されています。</p> <p>35行目の例は、製品の改良に言及することなく、排出量の減少につながる共同の取組を挙げています。この例は、多くのサステナビリティプロジェクトが負の外部性の排除に焦点を当てているものの、実際には物理的に異なる最終製品を伴わないため、有用です。しかし、この例は自主基準の例であると明記しているため、コスト等の評価はそもそも必要ないと思われます（なお、当該基準は適法に作成されたものと仮定します）。</p> <p>全体としては、当ワーキンググループは、11頁の最初の2つの例（14行目からの例及び同頁35行目からの例）は、おそらく、事業者が持続可能性のない製品を段階的に廃止することに同意するMandatory standardの例としてより適切にとらえることができるとの意見を申し上げるものです。当該規格に参加したいと考えない事業者は規格に従う必要はありません。しかし、拘束力のある取り決めに参加したい事業者にとっては、Mandatory standardによって、持続可能な製品のプロモーションと消費者の啓発に要する投資へのフリーライドを避けることができます（いわゆる「先行者不利益」）。</p> <p>本ガイドライン案では、このシナリオにおいて、川下市場のコストや価格への顕著な影響があるかどうかを評価対象となることを記載することも可能です。これは言い換えれば、公取委に排除や反競争的な価格上昇を生じないようにするための多数の安全要素を規定しているEU水平ガイドライン案[3]のパラグラフ572で提案されているような「ソフトセーフハーバー」を策定する機会をもたらすことになりえます。</p> <p>また、本ガイドライン案にはコストや価格に顕著な影響がある場合に実施すべき分析について記載することも可能です。共同の取組により期待される便益（製品開発と排出量削減の両方が対象となる）及びどのように制限的効果が相殺されるか否かが決定されるかについて言及することが可能です。加えて、そのような評価には環境上のもを含めてどのような種類の便益が関連するのか、また、当事者が主張を支えるためにそれらをどのように定量化及び証明するかについて定めることも有用です（かかる評価については、必ずしも厳格な「数学上」の演習を意味するものではない点に留意が必要です）。当ワーキンググループは、この点は産業界の重要な関心事である旨、指</p>	<p>とや定量的な基準を示すこと等は困難であり、また、誤解を生じさせるおそれもあることから適当ではないと考えます。</p> <p>更なる考え方の明確化については、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>摘いたします。当ワーキンググループは、公取委が、事業者において目に見えるサステナビリティの便益を定量化できるようなツールを開発することが実際に可能であると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
意見 2-23 国主導での価格転嫁ガイドラインの整備、もしくは適用除外範囲の拡大について検討すべきである。		
<p>○ 共同の取組 8 自主基準の設定に伴う価格等の制限行為</p> <p>G X 対策としてCO2回収設備の設置・エネルギー転換と巨額な投資が必要となるが、品質・性能の差異が少ない汎用素材においては価格転嫁が難しく、必要なコストを製造業者のみで負担するのは困難。G X 推進においては社会全体での公平な費用負担を実現することが不可欠であり、その前提がないと大型の設備投資の判断ができなくなる。国主導での価格転嫁ガイドラインの整備、もしくは適用除外範囲の拡大についても検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 温室効果ガス削減に向けた取組のコストやその製品価格への転嫁の必要性については、業界や事業者により千差万別であるものと考えますが、ガイドライン原案7頁の想定例（情報発信）に記載したとおり、一般消費者の理解を得るために情報発信を行うことは独占禁止法上問題とならないことを示しています。</p> <p>また、ガイドライン原案48頁において、取引の相手方に生じるコストの上昇分を考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定する場合には独占禁止法上問題とはならないとの考え方を示しているほか、ガイドライン原案49頁の想定例に記載したとおり、一方的に取引価格を据え置く行為について独占禁止法上問題となる場合があることについても考え方を示しています。</p> <p>適用除外制度については、①仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること、②グリーンを取組を装ったカルテル、いわゆるグリーンウォッシュの危険を高め、我が国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること、③適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
	増す可能性があることから、適当でないと考えます。	
意見 2-24 GHG 排出削減に貢献するような製品の品質に係る自主基準を設定した場合に、どのような運用をすることが事業者間の競争を促進するものとして独占禁止法上の問題を問われないのか、事業者の活動を「後押しする」ような事例等を明示すべきである。		
<p>○ 自主基準の設定：事業者の活動を後押しする自主基準運用の事例等の明示について</p> <p>石油分野における脱炭素技術の導入・普及を目指す中で、例えば、燃焼時の熱効率を高めるため石油製品の性状や組成の改善、さらには脱炭素燃料の混合等を促進することを目的に、事業者団体において石油製品の品質に係る自主基準を設定するといったケースも想定される。こうした取組みは、わが国のGHG 排出削減目標の達成に寄与するほか、関連産業の競争力強化にも資するものである。</p> <p>こうした取組みを実施する場合、当該石油製品の品質に加えて各事業者の供給開始時期等を決定することなども重要であるが、本ガイドラインでは、実質的な競争制限効果でその是非を判断するとされているのみで、グリーン社会実現に向けた取組みとして、どのような運用であれば許容され得るかなど、オールジャパンの取組みを加速させるような積極的な基準が示されていない。</p> <p>GHG 排出削減に貢献するような製品の品質に係る自主基準を設定した場合に、どのような運用をすることが事業者間の競争を促進するものとして独占禁止法上の問題を問われないのか、事業者の活動を「後押しする」ような事例等を明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 自主基準の設定や実施に関して、どのような運用が許容され得るかについては、様々な取組が想定されるところ、個別案件ごとの判断を通じて検討される必要があると考えます。</p> <p>事業者の活動を「後押しする」ような事例等の明示については、今後の事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p>	無
意見 2-25 自主基準の設定について「社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか」、特に事業者間の不当な差別の有無等を判断する際には、「グリーン社会の実現に向けた」商品に要する技術動向、海外も含めた市場動向等の特有の状況も考慮することを明示すべきである。		
<p>○ 自主基準の設定：自主基準の独占禁止法上の判断に係る考慮する要素について</p> <p>「グリーン社会の実現に向けた」事業者等が連携して自主基準が設定するにあたっては、極めて高度な技術を用いた脱炭素効果等をもつ商品について</p>	<p>○ 独占禁止法上の問題の有無については、様々な市場の実態を踏まえて個別案件ごとに判断されるものであり、技術動向や海外も含めた市場動向等についての検討は既に行っています。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>ラベリング等も含め基準を設定することが想定される。この場合、これを満たす商品製造にも高度な技術を要する等して、結果的に競争者が限定される可能性もある。他方でこのように国内の競争者が限定された場合でも、国際的な技術開発競争の中で、潜在的な者も含めて海外の事業者において製造供給が可能な状況も考えられる。</p> <p>自主基準の設定について「社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか」、特に事業者間の不当な差別の有無等を判断する際には、「グリーン社会の実現に向けた」商品に要する技術動向、海外も含めた市場動向等の特有の状況も考慮することを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	
<p>意見 2-26 「自主基準の設定」は、まずそれに競争制限効果が認められる場合は、独禁法上の問題の有無に関して「目的の合理性」について評価されるのか明らかにすべきである。</p>		
<p>○ p.10 L15 「(1) 自主基準の設定」</p> <p>グリーン社会の実現に向けた温室効果ガス削減を目的とした取組について、例えば「自主基準の設定」は、まずそれに競争制限効果が認められる場合は、独禁法上の問題の有無に関して「取組の目的の合理性」について評価されるのか明らかにして頂きたい。また「競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮」される要素となるのか、要素になるとすれば、「3. 社会公共的な目的等正当な目的」に照らして、グリーン社会の実現に向けた温室効果ガス削減を目的とすることは、その評価にあたりどの程度考慮されるのかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ ガイドライン原案では「ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組が独占禁止法上問題となるか否か判断される」ことを示しています。</p> <p>グリーン社会の実現に向けた温室効果ガス削減を目的とした取組については、一般的に、「取組の目的の合理性」の要素における評価を検討することになりますが、どの程度評価されるのかについては、個別案件ごとに判断する必要があります。</p>	無
<p>意見 2-27 原材料Cを使用した商品に製造時の温室効果ガス削減以外に効果が認められない場合、需要者に一定のコスト負担が生じる場合は、どのように評価されるか明らかにすべきである。</p>		
<p>○ p.11 L22 (温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定(1))</p> <p>「原材料Cを使用した商品は従前よりも耐久性の向上や軽量化等の明ら</p>	<p>○ 原材料Cを使用した商品が温室効果ガス削減をもたらす場合には、従前よりも耐久性の向</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>かな品質の向上が認められる」とあるが、原材料Cを使用した場合に製造時の温室効果ガス削減以外に効果が認められず、従来品と同等の品質を維持するにとどまり、一方で価格転嫁により、需要者に一定のコスト負担が生じる場合は、如何に評価されるかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>上や軽量化等の明らかな品質の向上が認められない場合であっても、品質の向上と評価され、需要者に一定のコスト負担が生じても問題ないと評価され得るものと考えます。</p> <p>なお、個別案件について懸念等がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	
意見2-28 「原材料Dを用いた容器に切り替えることにより一定のコスト増が見込まれるが、役務Aの提供に係るコストに占める消耗品Cのコストの割合は極めて小さい。」とあるが極めて小さいとは概ね何%以下であるか定量的に明らかにすべきである		
<p>○ p.11 L35 (温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定②)</p> <p>「原材料Dを用いた容器に切り替えることにより一定のコスト増が見込まれるが、役務Aの提供に係るコストに占める消耗品Cのコストの割合は極めて小さい。」とあるが極めて小さいとは概ね何%以下であるか定量的に明らかにしていただきたい。</p> <p>また、事業者X、Y、Zは消耗品Cの調達にあたり、より環境負荷の低い原材料Dを用いた容器に入った物を調達することに合意している、との記述が、問題とならない想定例の文中に示されているが、この行為は共同の取引拒絶には当たらないとの理解で良いか、明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘の「極めて小さい」とは、「各社が提供する役務Aの価格を揃える効果が生じない」ような割合と考えますが、その数値は個別案件ごとに異なるため、本ガイドラインにおいて、定量的に何%と記載することは困難であると考えます。</p> <p>また、X、Y、Zは、「自主的な基準を設定し、今後、各社はできる限り原材料Dを用いた容器に入れられた消耗品Cに切り替えていくことを決定」していますが、事情の如何によっては原材料Bも使用する余地を残していますので、共同の取引拒絶へ該当するか否かは、個別案件ごとに他の要素も含めて判断すべきと考えます。本想定例の記載をもってして、共同の取引拒絶に該当することはないと考えます。</p>	無
意見2-29 温室効果ガス排出量の算定基準の使用を事業者団体に決定等する場合、問題となるのか明らかにすべきである。		
<p>○ p.12 L10 (温室効果ガス排出量の統一的な算定基準の設定)</p> <p>「商品Aの製造販売業者により構成される事業者団体Xは、各社による温室効果ガス排出量削減の見える化を支援するため、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガス排出量の統一的な算定基準を設定した。当該算定基準を用いるかどうかは、会員事業者の判断に委ねられている。」とあるが、共通の指標に従い各社製品を比較し選択することは需要者にとって便益があると</p>	<p>○ 本想定例においては、統一的な算定基準を設定し、当該算定基準を用いるかどうかは、会員事業者の判断に委ねられている点が独占禁止法上問題とならないと判断するポイントであり、事業者団体により、会員事業者が当該算定基準の利用を強制されている場合には、独占禁止法</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>考えられる。当該算定基準を用いることを事業者団体で同意する場合、努力義務化する場合、またJISなど規定化する場合は問題になるか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>問題となる場合もあると考えます。</p>	
<p>意見 2-30 業務提携について、将来的には、「業務提携に関する検討会」報告書(令和元年7月10日)と本報告書の内容を一元化し、関係性等について分かりやすくすべきである</p>		
<p>○ 業務提携 業務提携について、将来的には、「業務提携に関する検討会」報告書(令和元年7月10日)と本報告書の内容を一元化し、関係性等について分かりやすくして頂きたい。 (「業務提携に関する検討会」報告書の各要素に対して、グリーン社会の実現を目的にした行為の各要素がいかなる影響を与えるのかも記載する等) 理由: 競争制限効果と競争促進効果が認められる行為の場合、「業務提携に関する検討会」報告書と本報告書案で示される相談事例等を用いて総合考慮すると理解しているが、情報が分散していることで、いずれを重点的に参考にすべきか等分かりにくいいため。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 「業務提携に関する検討会」報告書の内容のうち、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関係するものについては、出来る限り本ガイドライン原案に盛り込ませていただいておりますが、今後の事例の蓄積を踏まえ、本ガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p>	無
<p>意見 2-31 業務提携一般について、取組の目的の合理性及び手段の相当性としてどのようなものを想定しているのか、独占禁止法上の問題の有無の判断にあたってどの程度考慮されるのか明らかにすべきである。</p>		
<p>○ p.14 L17 (2) 業務提携 ア 基本的考え方 業務提携が、「グリーン社会の実現に資する革新的な技術の開発や効率的な資源活用による温室効果ガス削減などを目的として実施される場合」であっても、外形的にはむしろ競争制限効果をはらむものと判断されるのではないかと危惧するが、業務提携一般について、取組の目的の合理性及び手段の相当性としてどのようなものを想定しているのか、独占禁止法上の問題の有無の判断にあたってどの程度考慮されるのか、を明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 業務提携一般について、取組の目的の合理性及び手段の相当性としてどのようなものが該当するのか、独占禁止法上の問題の有無の判断に当たりどの程度考慮されるのか、については、個別案件ごとに判断されるべきものと考えます。 このため、個別案件については、これらの点が不明である場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
<p>意見 2-32 市場シェア等を判断要素とする場合、現時点のものに限られないことを明確にすべきである。</p>		
<p>○ また、いくつかの共同の取り組みでは、市場シェア等を判断要素としている(15ページ29行目、16ページ33行目)が、判断に使用される市場シェア等</p>	<p>○ 市場シェア等については、個別案件ごとに様々な地理的範囲において判断されるものであ</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>は、現時点のものに限られないことや国内市場のみならず海外市場も考慮し、<u>ることを明確にすべきである</u>。例えば、共同調達などでは、中長期の調達、例えば、5年以上先の調達を前提として、合意する場合があるが、今後、グリーンに関連する分野が急激に成長し、既存の分野に取って代わる可能性なども踏まえれば、現時点での市場シェア等に依拠することが必ずしも実態を反映しない可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>り、世界市場や東アジア市場などの国際市場におけるシェアを踏まえた判断や将来の市場の状況を踏まえた判断は既に行っています。当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	
<p>意見 2-33 共同研究開発の競争制限効果の有無や程度を判断する際の参加者のシェア等の「考慮する点」を評価する際には、このような「グリーン社会の実現に向けた」研究開発特有の状況も考慮し、国内の閉じた市場におけるシェアを目安とするのではなく、国際市場におけるシェアを踏まえて判断する旨明示すべきである。</p>		
<p>○ 業務提携：「共同研究開発」(P16)について</p> <p>「グリーン社会の実現に向けた」研究開発は、足下においても脱炭素に係る革新的技術を巡って、国家間で熾烈な開発競争が繰り広げられている。その研究内容も従来と比して極めて難易度が高く、一方で早期の大規模な普及が求められ、これまで以上に事業者等が共同で実施するニーズ、必然性が大きい場合がある。</p> <p>共同研究開発の競争制限効果の有無や程度を判断する際の参加者のシェア等の「考慮する点」を評価する際には、このような「グリーン社会の実現に向けた」研究開発特有の状況も考慮し、国内の閉じた市場におけるシェアを目安とするのではなく、国際市場におけるシェアを踏まえて判断する旨明示していただきたい。</p> <p>また本ガイドラインでは、「開発研究分野」については独禁法上問題となる可能性が高くなる旨示されているが、どの分野であるかに関わらず国際市場におけるシェアを考慮すべきであり、また熾烈な国際競争に打ち勝つことができるかどうか、中長期的に我が国産業の競争力強化に資する（これらは競争促進的と捉えるべきであり、また我が国のグリーン化、経済成長、経済安全保障の確立に資する）かどうかといった観点も考慮することを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 市場シェアについては、個別案件ごとに様々な地理的範囲において判断されるものであり、世界市場や東アジア市場などの国際市場におけるシェアを踏まえた判断は既に行っています。また、この点は「基礎研究分野」であるか、「開発研究分野」であるかに関わらず、どの分野においても市場の実態を踏まえた判断を行うことが適当であると考えます。当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	無
<p>意見 2-34 温室効果ガス削減を目的とした代替エネルギーの利用を目的とするものである場合など、むしろ需要家には代替エネルギーに切り替えることによる増加コストの負担が生じることになることが想定されるが、このような場合は、どのように考えれば</p>		

意見の概要	考え方	修正の有無
良いか明らかにすべきである。		
<p>○ p.16 L23 (ア) 共同研究開発</p> <p>技術革新を促進するものではあるが、その目的がグリーン社会の実現に向けた技術を生み出すためのもの、例えば、温室効果ガス削減を目的とした代替エネルギーの利用を目的とするものである場合など、むしろ需要家には代替エネルギーに切り替えることによる増加コストの負担が生じることが想定されるが、このような場合は、いかに考えれば良いか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ ガイドライン原案2頁の「はじめに」の「2 基本的考え方」に「ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組の独占禁止法上の問題の有無について判断されることとなる」とあるとおり、グリーン社会の実現に向けた取組により、需要者に増加コストの負担が生ずることのみをもって独占禁止法上問題となると判断されるものではありません。</p>	無
意見 2-35 ガイドライン原案（17頁）の想定例（単独で研究開発を行うことが困難な温室効果ガス削減技術に関する共同研究開発）の「必要な措置」とは何か、明らかにすべきである。		
<p>○ p.17 L33 （単独で研究開発を行うことが困難な温室効果ガス削減技術に関する共同研究開発）</p> <p>「商品Aの価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を防ぐための必要な措置を講じ」とあるが、「必要な措置」とは具体的に何か。共同研究開発での検討段階において、開発される設備、必要となる原料、等は同業者であれば容易に推定されると考えられ、それらが創出される過程で「必要な措置」が取れるか、場合によっては本件が懸念され検討がストップする場合が生じないか危惧されるが如何か。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 業務提携における情報遮断措置として、例えば、部門間におけるファイアウォールの設置、業務提携に関係する者との秘密保持契約の締結、業務提携に従事する者の情報へのアクセスの制限などが過去の相談事例に見られるほか、情報管理者の設置、業務提携に従事する者を一定期間関係部門に配置しない人事上の対応等を採用することが考えますが、どのような措置が「必要な措置」に該当するか否かについては、個別案件ごとに判断すべきと考えます。</p> <p>このため、個別案件について、懸念等がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます</p>	無
意見 2-36 単純に価格引上げを決定したことをもって問題となるのか、明らかにすべきである。		
<p>○ p.18 L16（価格等の制限を伴う共同研究開発）</p>	<p>○ 一般論として、価格引上げを共同で決定する</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>「3社は、共同研究のコストを効率的に回収するため、商品Aの販売価格を引き上げることを共同で決定した。」とあるが、価格引き上げを述べているだけで具体的な価格を取り決めているわけではない。カーボンニュートラルに費やしたコストは価格に反映されるのが自然と考えるが、単純に価格引き上げを共同で決定したことが問題となる行為に該当するのか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>ことは、独占禁止法上問題となる行為に該当するものと考えます。</p>	
<p>意見2-37 共同研究開発に係る市場シェアについて、事後的な判断を可能にすべきである。</p>		
<p>○ 共同研究開発、技術開発 カーボンニュートラル分野では例えばアンモニア混焼バーナーなど、開発プレイヤーが少ない技術分野があり、シェアそのものの評価が難しい場合があることが想定されます。事後的な判断を可とする記載などが望ましいと思われれます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ ガイドライン原案2頁の「はじめに」の「2 基本的考え方」において、「グリーン社会に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものである」と記載しているとおり、新たな技術を生み出す行為は、多くの場合、競争促進効果を持つものであると考えます。加えて、共同研究開発については、ガイドライン原案16頁において、「温室効果ガスの削減といういわゆる外部性への対応を目的とする場合には、研究に係るリスク、コスト等に鑑みて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、共同化は研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、競争促進効果を有する場合も多く、そうした場合について独占禁止法上問題となる可能性は低い。」との考え方を示しています。</p>	無
<p>意見2-38 共同研究開発について、考え方を更に明確化すべきである。</p>		
<p>○ 17ページ 12行目 共同研究開発に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、競争制限効果の有無及び程度について、(1) 共同研究の参加者の数、市場シェア、(2) 共同研究の性格、(3) 共同研究の必要性（コストの分担等）、(4)</p>	<p>○ (3)の必要性について、コスト以外にリスク分散が理由として挙げられます。 また、共同研究開発で技術的優位性を持つことができる場合の適法性判断については、温室</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>共同研究開発の対象範囲、期間等が挙げられている。</p> <p>このうち(3)の必要性について、コスト以外にどのような理由が考えられるか明らかにしていただきたい。また、共同研究は、コストのみならず既存研究の知見を持ち寄ることで他社（協業外の他社）に技術的優位性を持つことができると思うことが一般的と思われる。この場合の適法性判断はどうなるか。</p> <p>また、(4)のうち期間について、目安となる期間があれば示していただきたい。欧州は7年が目安となっている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>効果ガスの削減といういわゆる外部性への対応を目的とする場合には、研究に係るリスク、コスト等に鑑みて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、共同化は研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、競争促進効果を有する場合も多く、そうした場合について独占禁止法上問題となる可能性は低いといえます。その上で、競争制限効果がない場合は独占禁止法上の問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否か、すなわち、独占禁止法上問題となるか否かを判断することとなります。</p> <p>期間については、必要以上に広汎に定められていないかとの観点から、個別案件の事情に即して判断されるべきものであり、目安となる期間は設定していません。</p>	
意見 2-39 共同研究開発について、独自の研究開発を禁止することは問題となるのか、明らかにすべきである。		
<p>○ 18ページ 6行目</p> <p>共同研究において参加者が独自の研究開発を行うことを禁止することが違法判断の大きな要素となっているものとみられます。しかし、現実には、いわゆるフリーライド防止のための類似研究の禁止は比較的良く見られるものではないかと思われる。これが合法と評価される場合の要件を明らかにされたい。</p> <p>59ページ10行目からの、合併会社等による場合についても同様に、いわゆるフリーライド防止の観点から、競合する技術開発を行わないことを約束するケースがありうる。このような場合、その他の条件（有力な競争業者の存在等）によって適法となりうるか。</p>	<p>○ ガイドライン原案17頁において、「共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、当該取決めは独占禁止法上問題となる。」と記載しているとおり、「参加者の事業活動を不当に拘束せず、公正な競争を阻害するおそれがないこと」が合法と評価される場合の要件となりますが、独自の研究開発を行うことを禁止する目的の正当性や、手段の相当性を踏まえ、公正な競争を阻害するおそれ</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>がないかどうかという観点から判断されることとなります。</p> <p>「研究開発活動を行う共同出資会社の設立」については、御指摘のとおり、競合する技術開発を行わないことを約束するケースであっても、その他の条件（有力な競争業者の存在等）によって問題とならない場合もあるものと考えます。</p>	
意見 2-40 共同研究開発について、考え方を更に明確化すべきである。		
<p>○ P16 第1共同の取組（ア）共同研究開発</p> <p>「共同研究開発」について、その成果の利用に関する取り決めに企業間で交わすケースが想定されるが、そうした場合に、独占禁止法上明確にすべき判断基準や問題となる・ならない想定例があれば追加をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 共同研究開発に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p> <p>なお、個別案件については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
意見 2-41 技術提携の内容を問わず、また国内市場のシェアを判断基準とするのではなく、国際市場におけるシェア、中長期的にわが国産業の競争力強化に資するかどうかといった観点も考慮することを明示すべきである。		
<p>○ 業務提携：「技術提携」（P18）について</p> <p>「共同研究開発」と同様に、技術提携の内容を問わず、また国内市場のシェアを判断基準とするのではなく、熾烈な国際競争に打ち勝つことができるかどうか、国際市場におけるシェア、中長期的にわが国産業の競争力強化に資するかどうかといった観点も考慮することを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 市場シェアについては、個別案件ごとに様々な地理的範囲において判断されるものであり、世界市場や東アジア市場などの国際市場におけるシェアを踏まえた判断は既に行っています。当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	無
意見 2-42 標準化活動について、「競合規格の排除」、「標準化活動への参加制限」等の内容を検討する際には、「グリーン社会の実現に向けた」標準化活動に係る技術開発動向、海外も含めた規格化動向等の特有の状況も考慮することを明示すべきである。		
<p>○ 業務提携：「標準化活動」（P20）について</p> <p>「自主基準」の場合と同様に、「標準化活動」においてもその対象となる商品に極めて高度な技術が用いられるものになることが想定される。この場合、その技術開発に要するコストも莫大となり、自らの商品の販売を通じてこれを回収することには合理性がある。</p>	<p>○ 独占禁止法上の問題の有無については、様々な市場の実態を踏まえて個別案件ごとに判断されるものであり、標準化活動に関する、技術開発動向、海外も含めた規格化動向等の検討は既に行っています。当委員会としては、御指摘</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>また競合規格についても同等以上の極めて高度な技術を要することが考えられ、他に早期に実用化・社会実装した規格が成立したために、技術開発を断念・中断するケースも生じて、結果的に競合規格が設定されない事態も想定される。</p> <p>さらには、国内には競合規格がないか、普及しない等あった場合でも、国際的な技術開発競争の中で、海外の事業者において競合しうる規格が設定されることも考えられる。</p> <p>標準化活動について、「競合規格の排除」、「標準化活動への参加制限」等の内容を検討する際には、上記のような「グリーン社会の実現に向けた」標準化活動に係る技術開発動向、海外も含めた規格化動向等の特有の状況も考慮することを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	
<p>意見 2-43 循環型社会実現の為のコストの社会的負担に関する議論の事例を明確化すべきである。</p>		
<p>○ 標準化活動</p> <p>廃プラスチックのリサイクルなど、現在の技術では現在の原料（石油由来）よりも明らかに高コストになるケースがあります。初期段階においては普及のために適正なる価格転嫁が循環型社会実現のために必要となるケースも想定されるため（オープンな場の議論が前提として）、そのような試みが社内的にも誤解の無いよう、循環型社会実現の為のコストの社会的負担に関する議論の事例を明確化していく事が望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 温室効果ガス削減に向けた取組のコストやその製品価格への転嫁の必要性については、業界や事業者により千差万別であるものと考えますが、ガイドライン原案7頁の想定例（情報発信）に記載したとおり、一般消費者の理解を得るために情報発信を行うことは独占禁止法上問題とならないことを示しています。</p> <p>一方で、標準化活動に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	無
<p>意見 2-44 共同調達について、グリーン社会の実現に資する観点が必要となる旨を明確にすべきである。また、将来想定される国際的な市場環境も考慮に入れるべきである。</p>		
<p>○ 共同調達</p> <p>グリーン社会の実現に資する原料（CO2フリー水素、SAF（持続可能な航空燃料）、廃食油、バイオエタノール等）の調達については世界中で争奪戦の様相を呈する状況が生じているが、共同購入に関し、「購入市場・販売市場での市場シェアや製造コストに占める当該原料のコスト割合に基づき競争制限</p>	<p>○ 温室効果ガス削減等のグリーン社会の実現に資する取組は、多くの場合、競争促進効果を有すると評価し得るところ、ガイドライン原案22頁においては、既に「競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>効果を検討する」という従来の見解が記載されているのみであり、グリーン社会の実現に資する観点をどのように考慮するのか明示されていない。これらの脱炭素燃料は、供給量が少ない、または、不安定であることも多く、調達困難となる可能性が高い。原料コストが製品の供給に要するコストに占める割合も高く、また、今後、国際市場においても、引き続き原料の確保が難しい可能性がある。このため、安定調達を確立する観点から、「当該原料のコスト割合に基づき競争制限効果を検討する」ことに限らず、当該原料コストを除いたコストの競争性も考慮すること、市場シェアについて国際的な市場環境も考慮に入れることも有用となる。これらの要素を踏まえつつ、<u>グリーン社会の実現に資する観点が考慮要素となる旨を明確にすべきと考える。</u></p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断することとなる。」と記載しています。現時点においては更なる明確化は困難であると考えますが、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p> <p>一方、個別案件については、「当該原料コストを除いたコストの競争性の考慮」や「市場シェアに係る国際的な市場環境の考慮」を含め、行為類型等に応じて必要な考慮要素を踏まえ、上記の判断を行うことになると考えます。個別案件について、将来想定される国際的な市場環境を考慮すべきと考えられる場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	
意見 2-45 市場開拓を目指す競合事業者間の協業に更なる適法化の余地があると考える。		
<p>○ 共同購入</p> <p>22頁の共同購入のセクションは、共同購入が環境の文脈においては発展途上の市場の「安定化」を目的として採用されることがあること認めており、参考となります。しかしながら、22頁26行目に記載された判断基準は、おおよそ従来型のものであり、公取委が上記目的をどのように考慮するのが一見して明らかとはいえません。</p> <p>23頁の24行目の例は、供給や需要が十分でないときにサプライチェーンを構築しようとする主要な競合事業者にガイダンスを与えるポジティブな試みです。この例は川下市場のサービスに関して非常に大きな市場シェアを有する競合事業者に言及しています。</p> <p>本ガイドライン案ではコストの共通化に焦点が当てられています（川下市場のサービスの提供コストの割合への言及）。このことは環境上の理由から市場開拓を目指す事業者にとってはあまり参考にならない可能性があるこ</p>	<p>○ ガイドライン原案では共同調達における一般的な考え方として、コストの共通化割合が高い場合に独占禁止法上問題となる想定例を示しています。</p> <p>一方で、こうした想定例に該当するような行為についても、様々な追加的な検討要素が存在する場合、例外的に問題ないと判断し得ることもあると考えられるため、個別事案については当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p> <p>また、事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインへの補足説明の追加を検討します。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>とを、本ワーキンググループは指摘します。そのような状況では当事者は、まさにそのコストが高いため、これを分担したいと考え、共同購入を図る可能性があります。実際、当初はコスト共通性が高くても、市場の発展につれて後に低くなっていく可能性があります（例えば、供給の増加と規模の経済により）。</p> <p>したがって、当ワーキンググループは、市場開拓を目指す競合事業者間の協業に更なる適法化の余地があると提言します。例えば、本ガイドライン案において、共同購入が市場の開拓のために不可欠である場合、公取委は（少なくとも適切な開拓に必要な期間）他の場合よりも高い共通コストを許容することを記載するのが有用です。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
<p>意見 2-46 「共同購入」の対象品を原料とする商品の「市場」については、その商品が国際性、すなわち国を跨いだ取引がなされているのであれば、国際市場におけるシェアを考慮する旨、明示すべきである。</p>		
<p>○ 業務提携：「共同購入」（P22）について</p> <p>グリーン社会の実現に向け、石油業界はカーボンニュートラルに貢献する新たな脱炭素燃料の研究開発を進め、その供給を目指している。このような新たな脱炭素燃料の原料の市場は未成熟であり、供給量が少なかったり、不安定であることも多く、他方で今後需要が増加して一層調達が困難になる恐れもあり、資源の乏しい我が国として、交渉力の強化という観点からも、「共同購入」によって原料の安定的・効率的調達体制を構築することが、新たな脱炭素燃料の推進に有効かつ必要な手段となることが想定される。</p> <p>本ガイドラインでは、「共同購入」に係る競争制限効果の有無や程度を検討するにあたって、「購入市場や販売市場におけるシェアを考慮する」とされているが、「共同購入」の対象品を原料とする商品の「市場」については、その商品が国際性、すなわち国を跨いだ取引がなされているのであれば、国際市場におけるシェアを考慮する旨、明示していただきたい。例えばジェット燃料油のように、国内空港における供給者のみを見た場合に特定の企業群のシェアが大きく算出される場合でも、国際的な商品であって実質的に常時輸入品等との国際競争に晒されている場合がある。</p> <p>「共同購入」の対象品を原料とする商品の販売シェアを確認するにあっても、従来品も含めた同一用途の商品全体の市場に対して、当該「共同購入」</p>	<p>○ 独占禁止法上の問題の有無については、様々な市場の実態を踏まえて個別案件ごとに判断されるものであり、共同購入についての、市場画定や市場の状況、コストの共通化割合等に関する市場の実態を踏まえた検討は既に行っています。当委員会としては、御指摘の点も含めて、対応します。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>の対象品を原料とする、「新たな脱炭素燃料である商品」の占めるシェアで判断すべきであり、その旨明示していただきたい。（※1）</p> <p>また、石油燃料などの液体燃料については、そもそもその原料から生産される燃料に占める原料コストの割合が極めて大きいことが多い。新たな脱炭素燃料の原料に係る「共同購入」行為を判断する際の、商品のコストに占める共同購入対象品のコストの割合を確認するに当たっては、個別の商品のコスト構造に係る特性も考慮する旨、明示していただきたい。（※2）</p> <p>さらに、新たな脱炭素燃料は、現状の規格や供給量の制約から、当面は従来の石油由来燃料と混合して商品とする可能性が高い。新たな脱炭素燃料の原料は従来よりも高価であることが殆どであり、そのコストが石油由来燃料と混合した最終製品コストに占める割合も大きくなることが想定される。更には脱炭素に向けた取組が加速すればするほど、この割合もさらに大きくなることが想定される。このような状況を踏まえ、「共同購入」の競争制限効果の有無や程度を検討するにあたっては、当該商品の供給に要するコストの中で、共同購入の対象となる原材料コストは除外したコストに係る競争性の有無で判断する旨明示していただきたい。（※3）</p> <p>（※1）SAFの例で言えば、共同購入に係るシェアの確認にあたり、ジェット燃料油需要（分母）に対して、「共同購入」参加者のSAFを含むジェット燃料油全体の販売シェアではなく、SAFのみの販売シェアを考慮すべきということ。</p> <p>（※2）SAFにおける、いわゆる「ニートSAF」（ASTM D7566適合品）を想定している。</p> <p>（※3）SAFにおける、石油由来燃料と「ニートSAF」とを混合した「SAF」（ASTM D1655適合品）を想定している。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
<p>意見 2-47 ガイドライン原案では、市場が形成されて安定的な調達を行うことができるようになるまでは、共同購入が独占禁止法上問題とならないとする事例が記述されているが、こうした点を一般論としても記載するとともに、どの程度のシェアであれば独占禁止法上問題とならないか、更に踏み込んで明確化すべきである。</p>		
<p>○ 3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為 (2) 業務提携 イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等</p>	<p>○ 共同購入に関する記載の追加や更なる明確化については、今後の事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインの記載内容の拡充を検討します。</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>(エ) 共同購入 に関する意見について下記申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入については、共同購入の対象商品の需要全体に占める共同購入への参加者の市場シェアが高い場合や、商品の供給に要するコストに占める共同購入の対象製品の購入額の割合が高い場合、競争が実質的に制限されることがあると明示されています。 ・弊社はアンモニア製造・販売会社であるが、将来のグリーン社会の実現やGXの実行に向けて工業用（化学原料）のアンモニア共同調達に関して、国内化学会社4社と協議を開始している。現在各社で燃料用のアンモニアの検討が進められているが、工業用のアンモニアに関しても、今後脱炭素、低炭素のニーズは高まるものと思われる。しかしながら、当該アンモニア市場は未だ立ち上がっておらず、かつ燃料用アンモニアと比べると規模が極めて小さく、また、今後は世界的にいかに有利な条件で調達するか国家間の競争となる市場である。 ・ガイドラインでは、市場が形成されて安定的な調達を行うことができるようになるまでは、共同購入が独占禁止法上問題とならないとする事例が記述されているが、こうした点を一般論としても記載するとともに、どの程度のシェアであれば独占禁止法上問題とならないか、さらに踏み込んで明確化すべきと思います。 ・海外からのCO2負荷の低いアンモニアの調達に関しては、世界的な競争状況が見込まれることも視野に入れて、日本を超えた世界を視野に入れた視点でガイドラインを策定いただきたいと存じます。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>また、「日本を超えた世界を視野に入れた視点」でのガイドラインの策定については、引き続き、国内外の状況を踏まえ検討します。</p>	
<p>意見 2-48 カーボンニュートラルに取り組んだ製品を市場に根付かせる目的で、例えば協会など業界一体となつての取組（例えばカーボンニュートラルに取り組んだ製品であるので、積極的に使ってほしいという呼びかけ、従来品に比べコストがかかっていることの啓蒙など）ができるような仕組みを検討すべきである。</p>		
<p>○ p.22 脚注54</p> <p>「コスト構造の共通化により、共同購入の参加者間において協調的な行動が助長される可能性がある。また、コスト構造の共通化は、共同購入の参加者それぞれがコスト削減を図るという重要な競争手段である事項に係る意思決定が一体化する可能性がある。コスト共通化割合は、これらの問題を判断する上での要素の一つであるところ、その高低のみから独占禁止法上の問</p>	<p>○ 例えば協会など業界一体となつて、カーボンニュートラルに取り組んだ製品であるので、需要者に対し、積極的に使ってほしい旨の呼びかけを行うことや、従来品に比べコストがかかっている旨の啓発活動を行うことについては、一般論として、独占禁止法上問題とならないと考</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>題の有無を判断することは適当ではなく、他の要素（市場の状況等）と併せて、総合的に考慮されることになる」とある。カーボンニュートラルの達成目的では同業者がカーボンニュートラルに取組んだ製品を市場に根付かせる目的で、例えば協会など業界一体となつての取り組み（例えばカーボンニュートラルに取組んだ製品であるので、積極的に使ってほしいという呼びかけ、従来品に比べコストがかかっていることの啓蒙など）ができるような仕組みを検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>えます。</p>	
<p>意見 2-49 ガイドライン原案（23頁）の想定例（調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入）について、独占禁止法上問題となる割合を明らかにすべきである。</p>		
<p>○ p. 23 L23（調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入）</p> <p>「商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合は高く、3社が販売する商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることが見込まれ、」とあるが、商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合概ね何%以上で問題となる可能性があるか明らかにして頂きたい。</p> <p>また、「グリーン社会の実現に資する製品製造においては」…「共同購入は、原材料・部品・設備についての安定的・効率的な調達を通じて競争促進効果を持つものであり、」（p. 22 L6以下）とされている点は、この割合を定めるにあたり考慮されるのか、明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合が何%以上で問題となる可能性があるかについては、個別案件の事情に即して判断すべきであり、量的にお示しすることは困難と考えます。</p> <p>このため、個別案件について、懸念点等がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
<p>意見 2-50 単独での調達が困難な原材料の共同購入については、一定期間は独占禁止法の適用対象から除外すべきと考える。</p>		
<p>○ 共同の取組12 共同購入 2 調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入</p> <p>G X 推進のための主要な対策の一つである水素・アンモニア等のカーボンフリーエネルギーの調達に関し、移行初期においてはソースや、受入れインフラが限定的であり、単独での購入が難しいため、一定期間は独禁法の対象から外すなど柔軟な対応が求められる。</p> <p>また、新たなカーボンフリーエネルギーの調達については世界的な競争が想定されているため、纏まった規模と多数の受け入れ先を背景とする共同調達はエネルギーリスク軽減対策として当面必要であるため、これを排除する</p>	<p>○ ガイドライン原案23頁の想定例（温室効果ガスの削減に向けた共同購入）においてお示しした考え方とおり、新たな燃料の調達に関し、燃料Bを供給する事業者や調達する事業者は少なく、市場が形成されているとまではいえないため、単独の事業者が購入するだけでは安定的な供給と調達が困難である場合であって、コスト全体に占める当該燃料代の割合が低いときには、共同購入が行われたとしても独占禁止</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>規制は除外していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>法上問題とならないと考えます。</p>	
<p>意見 2-51 共同購入に係る市場シェアを判断する時点を明らかにすべきである。</p>		
<p>○ 共同購入を行う場合の市場シェアの考え方について</p> <p>1. 本資料（案）の第1・3（2）イ（エ）においては、「ある商品・役務の販売市場における共同購入への参加者の市場シェアが高く、当該商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象商品の購入額の割合が高いなどの場合には、…（中略）…当該商品・役務の販売市場における競争が実質的に制限されることがある。」（22ページ20行目～25行目）とされており、これに基づいた想定例（23ページ22行目～31行目）も記載されている。</p> <p>ただ、現時点においてではなく、将来時点における共同購入を検討しているようなケースにおいては、上記「共同購入への参加者の市場シェア」について、次のように考えられるべきであり、本資料においても、これらの点が明確化されるのが望ましいものとする。</p> <p>（1）将来の共同購入を検討すること自体については、現時点で高シェアの事業者同士が共同して行う検討であっても、実際に共同購入が開始される時点での市場シェアも高いという蓋然性が認められるのであれば、独占禁止法上問題とされるべきではない。</p> <p>（2）共同購入を実施することが競争を実質的に制限するものであるかどうかの判断については、実施の検討や決定の時点ではなく、実際に共同購入が開始される将来時点における状況（市場シェアその他）を前提として、判断されるべきである。</p> <p>2. このように考える理由を、以下に述べる。</p> <p>グリーン社会の実現に必要な水素・アンモニアの調達には輸入拠点の整備など大掛かりな設備投資が必要となる上、建設に長い期間を要することから、今後の設備導入に向けては多くの企業が他社との協業を前提に検討を開始している。このような検討は、現時点における共同調達ではなく、状況変化を見据えつつ、将来時点（設備導入完了後）での共同調達を検討するものである。</p> <p>他方で、今後2030年頃に向けて水素・アンモニア市場には、水素・アンモニアの商用サプライチェーン構築にあたりファーストムーバーに対する政</p>	<p>○ 共同購入を実施することが競争を実質的に制限するものであるか否かについては、実際に共同購入が実施される時点における状況（市場シェアその他）を前提として判断すべきものと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>府の支援等もあることから多くの事業者が参入し、市場規模も現状の数倍に膨れ上がると予想される。</p> <p>そうすると、現時点においては市場シェアが高くとも、市場が急速拡大した将来時点においては、市場シェアが低いものにとどまるという状況が想定しうる。その場合、将来時点において共同購入を現実を開始したときに、競争上の問題が現実化することとなるのであるから、そのような共同購入参加者については、その将来時点における市場シェアを前提として、競争の実質的な制限の有無が判断されるべきである。</p> <p>また、グリーン社会の実現という観点からみたときも、足元の市場シェアで判断されてしまうと既存事業者の新たなグリーン化の取り組みを妨げることにつながる可能性があり、既存事業者のサプライチェーン資産やノウハウを十分に活用できない状況に陥りかねない。その意味でも、市場シェアについては上記のような判断が基本とされるよう、特に注意が払われなければならないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見 2-52 共同物流について、「温室効果ガスの削減効果」は、競争促進効果に含まれるべきである。		
<p>○ 共同物流</p> <p>共同物流に関しても、「参加者の市場シェアや商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合に基づき競争制限効果を検討する」という従来の見解が記載されているのみであり、グリーン社会の実現に資する観点をどのように考慮するのか、明確にされていない。</p> <p>運輸部門において発生する温室効果ガスの大幅な削減を実現するためには、業界全体で物流効率化を実現することが効果的であり、こうした「温室効果ガスの削減効果」は、競争促進効果に含まれるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 温室効果ガス削減効果を有する取組は、多くの場合、競争促進効果を有すると評価し得るところ、ガイドライン原案24頁においては、既に「競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的な制限を生じさせるものであるか否かを判断することとなる。」と記載しています。現時点においては更なる明確化は困難であると考えますが、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	無
意見 2-53 共同購入について、問題とならない「商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合」を数値で明らかにすべきである。		
○ 共同調達	○ 共同購入に係る本ガイドラインの記載内容	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>1. 本ガイドラインは、共同購入の場面における競争制限効果の考慮要素として「商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合」を挙げる。</p> <p>しかし、独占禁止法上問題となり得る割合がどの程度かは明らかにされておらず、同項において掲げられた事例においては「役務Aの提供に係るコストのうち燃料代は一定程度を占めるが、燃料代に占める燃料Bの割合は低く、」（「温室効果ガスの削減に向けた共同購入」23頁17行目）、「商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合は高く、3社が販売する商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることが見込まれ、」（「調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入」同頁29行目）という抽象的な文言が用いられ基準として明確ではない。</p> <p>そのため、「第4 セーフハーバーの設定」でも述べた通り、可能な限り具体的な数値を伴う形で許容される共通化割合についての基準を明確にすることが望まれる。</p> <p>2. また、本ガイドラインは「ある商品・役務の販売市場における共同購入への参加者の市場シェアが高く、当該商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象商品の購入額の割合が高いなどの場合には、共同購入への参加者間において当該商品・役務の販売価格等の重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られ、あるいは、協調的な行動が助長されることにより、当該商品・役務の販売市場における競争が実質的に制限されることがある。」（22頁20行目）とする。</p> <p>しかし、温室効果ガス排出量の削減が困難な事業においては、温室効果ガスの排出量削減のためのコストが製造コストに占める割合が高くなるため、温室効果ガス排出量の削減に共同で取り組むことにより共通化部分のコストが製造コストに占める割合が必然的に高くなる。</p> <p>本ガイドラインにおいては、このような事情を競争制限効果を正当化するための考慮要素とすることを明示するとともに、このような事情に配慮した基準を設定することが必要となる。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	
<p>意見 2-54 共同物流に係る地理的市場はどのような範囲で画定されるか、明らかにすべきである。</p> <p><input type="radio"/> p. 24 L8 共同物流</p>	<p><input type="radio"/> 本ガイドラインは、ガイドラインの性格上、</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>「すなわち、物流業務の調達市場における共同物流への参加者の市場シェアが高く、競争者の牽制力が弱いなどの場合には、共同物流への参加者が物流業務の調達価格をある程度自由に左右できるようになることで、物流業務の調達市場における競争が実質的に制限されることがある。また、物流業務の調達市場における共同物流への参加者の市場シェアが高く、共同物流の対象商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合が高いなどの場合には、共同物流への参加者間において当該商品の販売価格等の重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られ、あるいは、協調的な行動が助長されることにより、当該商品の販売市場における競争が実質的に制限されることがある。」とあるが、市場シェアについて、重量物で地産地消の製品では、生産工場に近いところのシェアが高く、地域によってはシェアが大きく変動するが、どの範囲での地域シェアであるのか、全国シェアなのか、またはある地方のみのことを示しているのかを明らかにしていただきたい。</p> <p>また、2024年問題でトラック運転手確保が難しくなる中、共同配車センターを競合社同士で設立して、価格や数量情報を交換せず運用することは可能かを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>一般的な考え方を記載する必要があり、かつ、適当と考えますところ、共同物流に係る地理的市場は、御指摘のとおり「重量物で地産地消の製品」であることなど個別案件の事情に即して判断すべきであると考えられるため、地理的市場の画定に係る判断を本ガイドラインに一般化して記載することは困難であると考えます。</p> <p>また、御意見の中の共同配車センターの設立についても、誰がどのように実施するのかによって独占禁止法上の判断は異なりますので、個別案件については当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	<p>修正の有無</p>
<p>意見 2-55 共同購入について、考え方を更に明らかにすべきである。</p>		
<p>○ 22ページ28行目</p> <p>共同購入に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、(1) 共同購入への参加者の市場シェアや競争者の存在等、(2) 共同購入への参加者の市場シェアが高い場合の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合、 ・ 販売価格等の情報交換や共有の可能性、 <p>(3) 共同購入への参加が自由であり、制限が課されていないかといった要件を挙げている。</p> <p>(1)の、共同購入におけるシェアが高いケースでは、具体的に何%程度を想定しているか明らかにされたい。セーフハーバー基準(20%以下)という理解で良いか。</p> <p>また、(2)の「商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合」が高いと認められるのは何%くらいか明確</p>	<p>○ 「共同購入におけるシェアが高いケース」や「商品・役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合が高いと認められるケース」は、個別事案ごとに判断されるものと考えます。</p> <p>なお、共同ボイコットに該当するか否かについては、第2、2(2)の「共同ボイコット」の記載内容に基づき判断されます。</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>にされたい。</p> <p>なお、共同購入全般について、当該基準に基づいて共同購入を実施した場合、別のサプライヤーを共同で選定しなかったこと（＝共同ボイコット）に該当しないということをガイドラインで明確化していただきたい。</p> <p>【個人】</p>		
<p>意見 2-56 各店舗における商品の販売に係るコストに占める共同物流のコストの割合が何%程度までであれば問題にならないかを明らかにすべきである。</p>		
<p>○ P. 24 L35（配送効率化等による温室効果ガス削減のための共同物流）</p> <p>「各店舗における商品の販売に係るコストに占める共同物流のコストの割合は極めて小さい。」とあるが、その場合配送の効率化により見込まれる温室効果ガス削減量も極めて小さくなってしまふ。各店舗における商品の販売に係るコストに占める共同物流のコストの割合が何%程度までであれば問題にならないかを明らかにしていただきたい。</p> <p>【事業者】</p>	<p>○ 「各店舗における商品の販売に係るコストに占める共同物流のコストの割合が何%までであれば問題にならないか」については、個別案件の事情に即して判断すべきものと考えます。</p> <p>このため、個別案件について、懸念点等がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-57 ガイドライン原案（24頁）の想定例（配送効率化等による温室効果ガス削減のための共同物流）について、「重要な競争手段に関する事項に関して必要な情報遮断措置を講じる。」とあるが、具体的にはどういった手段が明らかにすべきである。</p>		
<p>○ p. 25 L1（配送効率化等による温室効果ガス削減のための共同物流）</p> <p>「重要な競争手段に関する事項に関して必要な情報遮断措置を講じる。」とあるが具体的にはどういった手段かを明らかにしていただきたい。</p> <p>【事業者】</p>	<p>○ 業務提携における情報遮断措置として、例えば、部門間におけるファイアーウォールの設置、業務提携に関係する者との秘密保持契約の締結、業務提携に従事する者の情報へのアクセスの制限などが過去に当委員会が相談を受けた事例に見られるほか、情報管理者の設置、業務提携に従事する者を一定期間関係部門に配置しない人事上の対応等を採ることが考えますので、データ共有の項目に想定例を追加しました。個別案件について独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	<p>有</p>
<p>意見 2-58 ガイドライン原案（24頁）の想定例（配送効率化等による温室効果ガス削減のための共同物流）について、「同物流のコストの割合は極めて小さい」とあるが、明確なパーセンテージを明らかにすべきである。</p>		
<p>○ p. 25 L3-4（配送効率化等による温室効果ガス削減のための共同物流）</p>	<p>○ 共同物流のコストの割合がどの程度であれ</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>「…共同物流のコストの割合は極めて小さい」とあるが、「極めて」の表現が曖昧で判断に苦慮する。明確なパーセンテージを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>ば独占禁止法上問題ないと判断できるかについては個別案件の事情に即して判断すべきものと考えます。</p>	
<p>意見 2-59 共同生産される商品について、国内市場のシェアを判断基準とするのではなく、国際市場におけるシェア、中長期的にわが国産業の競争力強化に資するかどうかといった観点も考慮することを明示すべきである。</p>		
<p>○ 業務提携：「共同生産及びOEM」(P25) について</p> <p>脱炭素効果に優れた商品を生産するにあたっては、生産効率を高め、国際競争に打ち勝つために、スケールメリット等の観点から複数の事業者が共同生産を行うことが想定される。しかしながら、本ガイドラインでは、販売市場における共同生産等の参加者の市場シェアが高い場合や供給に要するコストに占める共同生産等のコストの割合が高い場合は、競争が実質的に制限されることがあるとされている。</p> <p>この点についても、共同生産される商品について、国内市場のシェアを判断基準とするのではなく、熾烈な国際競争に打ち勝つことができるかどうか、国際市場におけるシェア、中長期的にわが国産業の競争力強化に資するかどうかといった観点も考慮することを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 市場シェアについては、個別案件ごとに様々な地理的範囲において判断されるものであり、世界市場や東アジア市場などの国際市場におけるシェアを踏まえた判断は既に行っています。当委員会としては、御指摘の点も含めて、適切な対応を行います。</p>	無
<p>意見 2-60 YがXに製造委託を受け入れてもらえる時期を確認したとしても、Yは、自社の生産設備の一時休止を「独自の判断」で行ったといえるのか。</p>		
<p>○ 第1「共同の取組」の3イ(カ)共同生産及びOEMの独占禁止法上問題とならない行為の想定例の2つ目(自社が生産設備を休止等する場合における温室効果ガス削減に向けた共同生産等)(P26)について</p> <p>本想定例では、X及びYが、それぞれ「独自の判断」で自社の生産設備を一時的に閉鎖する時期を決定していることが、本件行為が独占禁止法違反とならないための重要なポイントと考えられる。しかし、Xが自社の生産設備を一時的に閉鎖する際にYに商品Aの製造委託を行った後、Yが一時的に自社の生産設備を閉鎖してXに商品Aの製造委託を行う場合には、通常、YはXに製造委託を受け容れてもらえる時期を確認するはずである。そのような場合であっても、Yは「独自の判断」で自社の生産設備を閉鎖する時期を決定したと考えられるのか。仮にXの都合に合わせてYが自社の生産設備を一</p>	<p>○ 本想定例について、Xが製造委託を受け入れることが可能な期間には幅があると考えられ、その期間の中で、Yが自社の生産設備を休止する期間を独自に判断しているのであれば、仮に、Xに対し、製造委託を受け容れてもらえる時期を確認していたとしても、Yは「独自の判断」で自社の生産設備を休止する期間を決定したと評価できるものと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>時閉鎖する時期を少しずらしたとしても、Yは「独自の判断」で決定したといえるのか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
<p>意見 2-61 各想定例について、下線部の前提が変わった場合、独占禁止法上問題となる・ならないの評価が変化するか記載すべきである（データ共有に係る想定例）。</p>		
<p>○ 独占禁止法上問題とならない/なる行為の想定例を複数示して頂いているものの、事業者の懸念するケースはこれらの間にある、明記されていないケースではないか。各想定例にてポイントとなる部分を下線で示して頂いていると思うが、各下線部の前提が変わる際に、独占禁止法上問題とならない/なるは変化するか、について記載があるとより分かりやすいのではないか。</p> <p>例2:「価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用」(30ページ16行目)にて、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 排出量データに加えて価格・数量「等」の取引条件も併せてとあるが、具体的にどのような項目が共有できないデータか。 2. それらを匿名化又は抽象化することで共有が可能となるか。 3. その匿名化又は抽象化の手段は何が考えられるか。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ ガイドラインの性格上、一般的な考え方を記載する必要があり、かつ、適当と考えますところ、各想定例は、「独占禁止法上問題とならない行為」、「独占禁止法上問題となる行為」、「独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為」の典型例を記載しています。</p> <p>その上で、必要と考えられる箇所には、下線部で示したポイントとなる点や「解説」を示しています。事業者等の皆様には、これらを踏まえ、具体的な取組について準用して判断していただきたいと考えます。</p> <p>個別案件について独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p> <p>また、更なる考え方の明確化については、今後、事業者等の取組の進展状況や相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	無
<p>意見 2-62 データ共有・分析を行う際に、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断するにあたって、データの取扱等どのような運用をすることにより独占禁止法上問題をとならないのか、事業者の活動を後押しするような事例等を明示すべきである。</p>		
<p>○ 業務提携:「データ共有」(P29)について</p> <p>グリーン実現に向け、脱炭素効果を持つ新燃料、新原料をコンビナート等の産業集積地に最適化して導入することは、生産の効率化を通じた競争促進効果のみならず、新燃料・新原料の普及に向けた初期需要を生み出し、脱炭素効果を向上させるものとして極めて有効かつ重要である。</p> <p>その効果を可能な限り引き上げるためには、競合も含む参加事業者のもつ</p>	<p>データ共有については、ガイドライン原案29頁に記載したとおり、グリーン社会の実現に向けた具体的な取組の検討を行うに当たり、重要な要素になるものと考えます。</p> <p>御指摘のようなコンサルタントや研究機関等の第三者を利用する方法も含め、独占禁止法</p>	有

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>燃料、原料に係る個別データ（価格や数量等も含む）を用いて最適なコンビナート等全体の稼働のあり方を分析・研究する等して、これに則って生産の効率化及び排出量の削減効果を最大化することが有効である。</p> <p>このようなデータ共有・分析を行う際に、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断するにあたって、データの取り扱い等どのような運用をすることが独占禁止法上の問題を問われないのか、事業者の活動を後押しするような事例等を明示していただきたい。</p> <p>具体的には、コンサルタントや研究機関等の第三者にてこのような最適化計算を実施し、かつ個別他者の価格や数量等の重要な競争手段に係るデータを夫々の参加事業者にフィードバックする等の競争制限効果が生じるデータ共有は行わず、各企業には夫々自身に関わるデータと全体最適状況を示す指標のみをフィードバックするような措置を講じた場合は独占禁止法上の問題とならないことを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>上問題とならない方法もあり得ると考えますので、データ共有の項目に想定例を追加しました。個別案件について独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	
意見 2-63 ガイドライン原案（30頁）（温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用）について、それぞれの会社が研究開発の担当分けを行ったならば、問題となるのか。		
<p>○ p. 30 L12（温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用）</p> <p>「また、商品Aの温室効果ガス削減技術に関する研究開発は、今後も独立して実施する。」とあるが、商品Aが特に製造業者による差別化が困難な商品で、研究開発を効率的に実施すると考えた場合、それぞれの会社が研究開発の担当分けを行い実施する事が考えられるが、その場合問題となる行為に該当するかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 共同研究開発に係る考え方については、ガイドライン原案16頁にある第2、3(2)イ(ア)の「共同研究開発」の項の記載を参照していただきたいと考えます。また、個別案件について独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
意見 2-64 ガイドライン原案（30頁）の想定例（価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用）について、「温室効果ガスの排出量に関するデータを収集し、傾向を分析することとした。」は問題ないか。		
<p>○ p. 30 L16（価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用）</p> <p>「この際、会員事業者が個々の顧客に対して提示している価格・数量等の取引条件も併せて収集し、会員事業者間で共有した。」が問題であることは自</p>	<p>○ 一般論として、会員事業者が役務Aの提供に当たって排出している温室効果ガスの排出量に関するデータを収集し、傾向を分析することは、独占禁止法上問題とならないものと考えら</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>明であるが、その前段落までの「温室効果ガスの排出量に関するデータを収集し、傾向を分析することとした。」は問題ないという理解で良いかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>ます。</p>	
意見 2-65 データ共有について、問題とならない方法を明示すべきである。		
<p>○ データ共有</p> <p>「個々の顧客に対して提示している価格・数量等の取引条件も併せて収集し、会員事業者間で共有すること」が違反行為として記されています。本記載は先に当地区の取り組み事例でも例示しました通り、当地区のカーボンニュートラル実現に対して制約になると考えられます。このような例示の「独占禁止法上問題となる行為」に関しまして、どのように解釈すればよいのか判断が難しい場合が多く、問題とならない方法などを明示頂けますようご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ データ共有については、御指摘のようなコンサルタントや研究機関等の第三者を利用する方法も含め、独占禁止法上問題とならない方法もあり得ると考えますので、データ共有の項目に想定例を追加しました。個別案件について独占禁止法上の懸念がある場合には、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">有</p>
意見 2-66 情報交換に係る項を設けるべきである。		
<p>○ 情報交換</p> <p>1. 本ガイドラインにおいて、「その他重要な競争手段である事項に関する情報交換を防ぐための必要な措置」の具体例を示すことを求める。</p> <p>2. 本ガイドラインは、情報交換については「重要な競争手段である事項を対象としない情報交換」を事例として挙げ「データ共有」の項を設けたのみで、「情報交換」の項は設けていない。</p> <p>しかし、グリーン社会の実現に向けた取組の検討を進めるためには、燃料の消費量や温室効果ガスの排出量等の情報交換をする必要があり、多くの事業者がこの「情報交換」が独占禁止法に抵触しないかという懸念に直面する。そのため、本ガイドラインにはこの懸念を解消する役割が求められる。特に、対称性が高い産業等においてはこうした情報交換が重要な競争手段の把握につながる危険性が高く、共同での取組を進めるにあたり情報交換が可能な範囲の明確化が強く求められる。</p> <p>この点、「情報交換」という行為類型を設けることが適切ではないという考え方もありうるが、事業者団体ガイドラインにおいて既に「情報活動」の項が設けられ抽象的かつ広範に情報の交換についての独占禁止法抵触の危</p>	<p>○ 1の具体例としては、部門間におけるファイアーウォールの設置、業務提携に係る者との秘密保持契約の締結、業務提携に従事する者の情報へのアクセスの制限、情報管理者の設置、業務提携に従事する者を一定期間関係部門に配置しない人事上の対応等を採用することが挙げられますので、データ共有の項目に想定例を追加しました。</p> <p>2及び3の情報交換やデータ共有に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	<p style="text-align: center;">有</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>険性が示唆されてしまっている以上、グリーン社会の実現に向けた取組の検討を活性化させるためには、本ガイドラインにおいて抵触が生じる「情報交換」の範囲を明確にすることが求められる。</p> <p>3. 本ガイドラインにおいて項が設けられている「データ共有」についても、CCU又はCCSに必要な設備を共有することを視野に、共有が可能な範囲をより具体的に記載することを求める。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		

3 「第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」について

意見の概要	考え方	修正の有無
意見3-1 「購入しようとする商品の販売方法が統一されて消費者の利便性が高まる」場合とは具体的にどのようなことか。		
<p>○ 第2「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」(総論)(P31)について</p> <p>第二段落に「取引先事業者の事業活動に対する制限の結果として、購入しようとする商品の販売方法が統一されて消費者の利便性が高まる」との指摘があるが、「購入しようとする商品の販売方法が統一されて消費者の利便性が高まる」場合とは具体的にどのようなことか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 例えば、ガイドライン原案41頁の想定例(事業者団体が設定した自主基準を満たさない商品に関する認証の拒否)のように、事業者団体が、構成事業者の商品に係る温室効果ガス削減の自主基準を定め、自主基準を満たした構成事業者には、それを保証するラベルを発行し、自主基準を満たさない構成事業者には、当該ラベルを発行しない行為を行うことにより、温室効果ガス削減の自主基準を満たす商品については、ラベルを貼付する販売方法に統一され、温室効果ガス削減効果の高い商品を希望する消費者はラベルを信用して商品を購入でき、利便性が高まるといった場合があると考えます。</p>	無
意見3-2 「新たな部品A」と既存の「部品A」とは需要の代替性がなく、異なる取引分野に属する製品であるとする、想定例で指摘されている部品Aに係る製造販売業者X、Y、Zの市場シェアは同想定例における分析にどのような影響があるのか。		
<p>○ 第2の1(1)「取引先事業者に対する自己の競争者との取引や競争品の取扱いに関する制限」の独占禁止法上問題とならない行為の想定例(設備投資が必要な商品を提供する条件としての継続的な購入等の義務付け)(P33)について</p> <p>「新たな部品A」と既存の「部品A」が出てくるが、本想定例では、これらは需要の代替性があり、同じ「一定の取引分野」に属する製品であることを前提にしているのか。</p> <p>仮に「新たな部品A」と既存の「部品A」とは需要の代替性がなく、異なる取引分野に属する製品であるとする、想定例で指摘されている部品Aにかかる製造販売業者X、Y、Zの市場シェアは同想定例における分析にどのような影響があるのか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 本想定例については、まず、既存の部品Aと新たな部品Aは異なる取引分野にあることを前提にしています。また、新たな部品Aの取引分野に着目すると、Y、Zは、Xと同時期に新たな部品Aの販売を開始しているため、Xのみが取引先を拡大させる状況にはないといえます。</p> <p>その上で、Xが取引先に対し、3年間の一定量購入の義務付けの行為を行ったとしても、Y及びZが新たな商品Aの取引機会を確保することが可能である(Xの行為に市場閉鎖効果がない)前提として、X:25%、Y:20%、Z:15%との既存の部品Aに係る拮抗した市場シェアを記載しているものです。</p>	無
意見3-3 選択的流通の適法性は、他の代替的流通経路の存在を要件とするものではないのではないか。		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>○ P36の37行目の末尾からP37の1行目に「また、商品Aを取り扱う流通業者にはX以外にも取引先の選択肢が存在する状況であった。」とあり、流通業者にX以外に商品Aの仕入先が存在することが独占禁止法上問題とならない必要条件であるとも受け取られる記載振りとなっている。</p> <p>流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の第1部第2の5では、『「選択的流通』と呼ばれるものであり、前記第1部の3(3)のような競争促進効果を生じる場合があるが、商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、たとえ事業者が選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかつたとしても、通常、問題とはならない。』とされている。</p> <p>これは、選択的流通によって安売り業者及び安売り業者ではない他の流通業者が当該商品を取り扱うことができないことにより、ブランド内での価格競争が減少し、「価格が安定する効果」(平成10年12月18日最高裁判所第三小法廷判決)が生じたとしても、通常、それを上回る競争促進効果があると期待されるため、価格維持効果が生じるとして独占禁止法上問題となることは、通常、ない(流通業者に対して他の事業者との取引を制限することはないため他の事業者に対する市場閉鎖効果は生じ得ないし、また、選択的流通の結果、当該商品を取り扱うことのできない流通業者が生じたとしても取引先選択の自由の範疇であって市場閉鎖効果の問題ではないので、市場閉鎖効果が生じるとして独占禁止法上問題となることはあり得ない)ものと理解している。</p> <p>P36の37行目の末尾からP37の1行目の「また、商品Aを取り扱う流通業者にはX以外にも取引先の選択肢が存在する状況であった。」の記載については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針で示されている考え方よりも独占禁止法上問題とならない要件が加重されているものではないことが明らかになるように表現振りを工夫してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、本想定例を次のように修正することとしました。</p> <p>「商品Aは、製造販売業者X、Y及びZにより供給されているところ、Xは、従来品に比べて製造過程において排出する温室効果ガスを大きく削減した新たな商品Aの開発に成功した。Xは、当該商品Aの販売を開始するに当たって、自社が直接的に関与しない商品の販売段階において発生する温室効果ガスについても削減することを目的として、<u>新たな商品Aを取り扱う流通業者(卸売業者及び小売業者)に対して、一定の温室効果ガス削減義務を課すこととした。</u></p> <p>Xは、<u>温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる卸売業者に対してのみ自社の新たな商品Aを供給し、これらの卸売業者に対しては、同様に温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる流通業者に対してのみ当該商品Aを販売するよう義務付けた。当該商品Aの取扱いを希望する全ての流通業者に対して、同等の基準が適用される。</u>」</p>	有
<p>意見3-4 「同種の商品と比べて差別化されており、一般消費者から高い支持を受けている」のであれば、Xは新たな商品Aを販売す</p>		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>るにあたり、わざわざ小売業者に対して同製品の専売を義務付けるインセンティブは低いと考えられる。また、その点が、独占禁止法上問題となると判断するために必要な事実であるのか不明である。</p>		
<p>○ 第2の1(1)「取引先事業者に対する自己の競争者との取引や競争品の取扱いに関する制限」の独占禁止法上問題となる行為の想定例（小売業者に対する競争品の取扱い禁止）(P34)について</p> <p>製造販売事業者Xが販売する商品Aが「同種の商品と比べて差別化されており、一般消費者から高い支持を受けている」のであれば、Xは新たな商品Aを販売するにあたり、わざわざ小売業者に対して同製品の専売を義務付けるインセンティブは低いように思われる。</p> <p>「同種の商品に比べて差別化されており、一般消費者から高い支持を受けている」という事実は同想定例を独占禁止法違反とするために必要な事実か。仮にそうであれば、その理由を解説していただきたい（想定例の中には、「解説」が別途設けられているものもあるのだ）。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>本想定例においては、Xが小売業者に対し、競争品の取扱い禁止を義務付けた目的は、自社の新たな商品Aの「需要を確保するため」、すなわち、新たな商品Aの販売を促進することにあります。この目的は、仮に、Xの商品Aが「同種の商品と比べて差別化されており、一般消費者から高い支持を受けている」としても、行為の目的として十分想定されます。</p> <p>その上で、Xの商品Aが「同種の商品に比べて差別化されており、一般消費者から高い支持を受けている」という事実は、Xが小売業者に対し、競争品の取扱い禁止を義務付ける行為により、「商品Aを販売する他の製造販売業者が代替的な販売先を確保することが困難となるような相当数の小売業者が、競争品を取り扱うことができなくなる」、すなわち、市場閉鎖効果がもたらされることの背景・理由を説明しているものであり、Xの行為が独占禁止法上問題となるとする上で、必要な事実であると考えます。</p> <p>このように、本想定例は、既にポイントが明確であるといえますので、「解説」を付す必要はないものと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見3-5 「温室効果ガス削減」は選択的流通が認められる「消費者の利益の観点からそれなりに合理的な理由」であるという理解で正しいか。</p>		
<p>○ 第2の1(3)「選択的流通」の独占禁止法上問題とならない行為の想定例（温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給）(P36)について</p> <p>「温室効果ガス削減」は選択的流通が認められる「消費者の利益の観点か</p>	<p>○ 「温室効果ガス削減」については、「当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりに合理的な理由」（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>らそれなりに合理的な理由」であるという理解で正しいか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>成3年7月11日公正取引委員会事務局)第1部、第2、5)に該当する場合もあり得ると考えますが、個別案件における事実即して判断する必要がありますものと考えます。</p> <p>このため、個別案件については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	
<p>意見3-6 ガイドライン原案(39頁)の想定例(温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り)について、例えば、上位のサプライチェーン企業が独自に定める取引基準についても、「一定の基準」として評価されるのか。</p>		
<p>○ 該当箇所：39頁17行目～29行目 第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択 2 取引先の選択 (1) 単独の取引拒絶 ア 独占禁止法上問題とならない行為 <独占禁止法上問題とならない行為の想定例> (温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り)</p> <p>本事例では、「所管官庁が定める温室効果ガス削減目標」が「一定の基準」として取り扱われているが、例えば、上位のサプライチェーン企業が独自に定める取引基準についても、「一定の基準」として評価をいただけるのか確認したい。</p> <p>この点、仮に上位のサプライチェーン企業が独自に定める取引基準について、「一定の基準」として評価できない場合であっても、次の事例である「温室効果ガス削減に係る商品の仕様を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り」で整理されているとおり、「仕様」の問題として独占禁止法上問題とならない行為に該当し得ると理解してよいか確認したい。</p> <p>「温室効果ガス削減に係る一定の基準」の該当性に関する判断基準があればお示しいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 上位のサプライチェーン企業が独自に定めた基準を取引先事業者に遵守させる行為については、当該基準の内容や遵守させる態様等に即して個別に判断されるものと考えます。</p> <p>このため、個別案件については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
<p>意見3-7 単独の取引拒絶の適法性は、社会公共目的で行われたことを要件とするものではないのではないか。</p>		
<p>○ P39の26行目から27行目に「自社の社会的責任を果たすという社会公共的な目的には合理性が認められ」とあり、合理性のある社会公共的な目的を達成するためであることが独占禁止法上問題とならない必要条件であるとも受け取られる記載振りとなっている。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、本想定例のうち、「自社の社会的責任を果たすという社会公共的な目的には合理性が認められ、」を「自社の社会的責任を果たすという目的により行われたものであり、</p>	有

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の第2部第3の1では、「事業者が単独で行う取引拒絶であっても、例外的に、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる」とされており、合理性のある社会公共的な目的を達成するための取引拒絶でなければ独占禁止法上問題となり得るとはされていない。</p> <p>P39の26行目から27行目の「自社の社会的責任を果たすという社会公共的な目的には合理性が認められ」については、独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引拒絶が行われたものではないことを意味するものであり、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針で示されている考え方よりも独占禁止法上問題とならない要件が加重されているものではないことが明らかになるように表現振りを工夫してほしい。</p> <p>また、P39の28行目に「手段の相当性も認められるため」とあるが、何が「手段」で、なぜその「手段」の相当性が認められるのか、よくわからない。「独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段」や「独占禁止法上不当な目的を達成するための手段」として取引を拒絶するものではないことを意味するものであることが明らかになるように表現振りを工夫してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段としてや、独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として行われたものではないと認められ、」に修正することとしました。</p> <p>また、「手段の相当性も認められるため」を削除することとしました。</p>	
意見3-8 商品に係る競争事業者を排除する手段としての部品の供給打ち切りの範囲を明確化すべきではないか。		
<p>○ P40の26行目から28行目に「商品Aの製造販売業者Y及びZを市場から排除するための手段として、従来の取引を打ち切り、部品BをY及びZに供給しないこととした。」とあるが、新たな部品Bを供給しないだけでなく、従来品の部品Bも供給しないから独占禁止法上問題となるのであることが明らかになるように表現振りを工夫してほしい（この想定例では「製造過程における温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減することができる新たな部品B」が開発されたので、事実上、部品Bがすべて新たな部品Bに切り替わると考えられることから、従来品の部品BをY及びZに供給することは想定しづらいが、製造過程における温室効果ガス排出量ではなく、商品Aの温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減することができる新たな</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、本想定例のうち、「部品BをY及びZに供給しないこととした。」を「従来の部品Bとともに新たな部品BをY及びZに供給しないこととした。」に修正することとしました。</p>	有

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>な部品Bが開発された場合であれば、商品Aの温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減する企業努力の成果をXがY及びZに分配しなければならない理由はないので、従来品の部品BをY及びZに供給していれば、新たな部品BをY及びZに供給しなくても、独占禁止法上問題となることはないはずである。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>意見3-9 複数の金融機関が参加するシンジケートローンを組成する際に、一定の条件を規定する行為に関し、「第1 共同の取組」と「第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」のいずれの考え方を参照すべきか。</p>		
<p>○ 該当箇所：5頁 第1 共同の取組、31頁 第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択</p> <p>複数の金融機関が参加するシンジケートローンを組成する際に、契約上、「借入人の排出削減目標が達成されない場合には、借入人のXX発電設備の利用を制限する」などの、一定の条件（コベナンツ）を規定する行為に関し、「第1 共同の取組」と「第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」のいずれの考え方を参照すべきか確認したい。</p> <p>なお、シンジケートローンに参加する金融機関は個別ローンごとに異なることを前提としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 御指摘のようなケースは、一般論として、第2・2(2)の共同ボイコットを参照していただければと考えますが、個別案件については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無
<p>意見3-10 「単独の取引拒絶」と「優越的地位の濫用」の関係性を明確にすべきである。</p>		
<p>○ 「単独の取引拒絶」と「優越的地位の濫用」について</p> <p>「単独の取引拒絶」と「優越的地位の濫用」の関係性を明確にして頂きたい。</p> <p>理由：「単独の取引拒絶」について、グリーン社会の実現を踏まえた考え方が示されているが、理論的には、「単独の取引拒絶」としても問題ないとされている場合であっても、「優越的地位の濫用」の観点で問題になることはあり得ると思われるところ、今回示された考え方においても、そのように整理されているのか、あるいは、「単独の取引拒絶」として問題ないとされる場合には、「優越的地位の濫用」の観点からも問題ないということになるのかは明確にした方が良く考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 「単独の取引拒絶」と「優越的地位の濫用」については、それぞれの違反行為によって想定される競争への影響が異なりますので、個別に判断されることとなります。</p> <p>この点については、ガイドライン原案の記載から明らかであると考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
意見3-11 共同ボイコットに係る想定例については、海外における参考事例も踏まえ、更なる明確化を図るべきである。		
<p>○ 共同ボイコット</p> <p>41頁の(2)では、共同ボイコットに関し、事業者の市場参入を困難にしたり、既存の事業者を市場から排除したりする行為として記載されています。</p> <p>当ワーキンググループは、環境の文脈での共同ボイコットについてガイドンスがあれば有用となると考えます。なぜならば事業者は、持続可能性のない原料をサプライチェーンから排除する取り決めが、反競争的な共同ボイコットと評価されることを懸念する可能性があるからです。</p> <p>41頁の例では、このような状況はカバーされていません。事業者が、特定のサプライヤーから持続可能性のない製品を購入しないという合意をする場合について例があると有益でしょう。本ガイドライン案では、内容や目的に着目してそのような合意は原則として、違法なカルテルとはみなされない、すなわち、持続可能性のない製品を生産しているサプライヤーを市場から排除するためのものとはみなされないことを説明することができます。また、そのような共同購入の取り決めの排除効果は、製品の性質、購入者の市場における地位、関連する供給者の市場における地位を考慮に入れて通常の方法で評価される必要があると説明することもできます。取り決めの影響を受けるサプライヤーが、共同購入協定に参加する購入者以外の顧客を有するかどうか、及び／又はそのサプライヤーが持続可能性のある製品の生産を容易に開始することができるかどうかも関連すると考えられます。</p> <p>関連する点として、本ガイドライン案は事業者が不正な競争を制限することに合意する場合についても取り扱うことができます。例えばオランダの近時の事例では、競争当局はガーデンセンターが違法農薬の使用を（違法な農薬を使用する生産者から購入しないことを合意することで）抑制することを認めています。これは、違法な集団ボイコットとはみられていません。違法に栽培された製品との不正な競争を回避する正当な試みであるとみなされています。オランダの競争当局は、この類の取り決めはオープンで透明性のあるものでなければならず、サプライヤーが排除される前に適切なプロセスが実施され、それに従わなければならないと強調しています。</p> <p>本ワーキンググループは、39頁18行目の例は、オランダの事例のように不</p>	<p>○ 共同ボイコットに係る想定例については、御指摘のような海外における参考事例も踏まえつつ、今後の事例の蓄積を踏まえ、ガイドラインへの追加を検討します。</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>正な競争を抑制するための合法的な合意を形成する場合を想定して修正することができる旨、提言します。原案は、(競争する)資格がないのに競争しようとする事業者による不正な競争を防ごうとするものとなっています。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		

4 「第3 優越的地位の濫用行為」について

意見の概要	考え方	修正の有無
意見4-1 本ガイドラインの優越的地位の濫用行為と「価格転嫁円滑化施策パッケージ」の関係性を明確化すべきである。		
<p>○ 優越的地位の濫用行為と価格転嫁との関係について</p> <p>グリーン社会の実現を目的にした一定の取り組みを下請け事業者に求める行為について独禁法上の問題の有無を検討する際に、当該取り組みにおいて生じるコスト上昇について、十分な価格改定交渉を行っているか否かがひとつの考慮要素となっているように見受けられるが（例えばP45の事例など）、その際の判断基準としては、「価格転嫁円滑化施策パッケージ」などを通じて示されているものと同じ基準や運用上の取り組みが用いられるのか、或いは、それとは別の基準・観点で考えることができるのかについて可能な範囲で考え方を示して頂きたい。</p> <p>また、グリーン社会の実現を目的にした行為の場合も、今後、価格転嫁の実態調査を行う等の対応を予定しているのかについて、既に方針が定まっているようであれば、示して頂きたい。</p> <p>理由：近年の物流費高騰や半導体等電子部品の需給ひっ迫などの状況を受けて、「価格転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、中小企業が適切に価格転嫁できるよう、従前以上に踏み込んだ運用が為されているように認識している。グリーン社会の実現に向けた取り組みにおいても、コスト上昇に関する価格転嫁については、それらと同様の考え方或いは運用が為されるか否かは、発注企業として関心を持たざるを得ないため。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 本ガイドラインの策定と「価格転嫁円滑化施策パッケージ」に係る取組は、それぞれ、別の目的で進められている取組であるものの、いずれも独占禁止法や競争政策の観点から適当な取組を示すものであり、矛盾や齟齬はありません。</p> <p>グリーン社会の実現を目的にした行為に係る価格転嫁の実態調査については、現時点で予定されているものではありません。</p>	無
意見4-2 取引の相手方に対し、プラットフォームへのデータ提供が無償等で要請されたならば、不当な不利益を与えるものであり、独占禁止法上問題となるとすべきである。		
<p>○ ガイドライン原案47頁～48頁の想定例（取引の相手方から収集したデータの一方的な自己への帰属）の解説について、「相手方に相当程度の費用が発生するにもかかわらず、その費用を勘案した適正な対価を支払わず、かつ、収集したデータへアクセスさせないものであるため、相手方に対して不当に不利益を与えるものであり、独占禁止法上問題となる。」とあるところ、収集したデータのアクセス許可如何に関わらず、相手方の費用負担の意思がない場合、問題とすべき旨の明確化をお願いしたく、以下の文言変更を意見具申します。</p>	<p>○ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）においては、本件に関連するものとして、第4の2(3)イとして、「一方、前記アに列記した経済上の利益が無償で提供される場合であっても、当該経済上の利益が、ある商品の販売に付随して当然に提供されるものであって、当該商品の価格にそもそも反映されているようなときは、</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>「相手方に相当程度の社内の追加作業時間発生に伴う人件費を含む費用が発生するにもかかわらず、その費用を勘案した適正な対価を支払わず、相手方に対して不当に不利益を与えるものであり、独占禁止法上問題となる。</p> <p>また、収集したデータへアクセスさせないものであるため、相手方に対して不当に不利益を与えるものであり、独占禁止法上問題となる。」</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならない。」との考え方が示されています。</p> <p>これを踏まえると、取引の相手方に対し、無償等によりデータの提供を要請した場合であっても、X（行為者）が当該取引の相手方にプラットフォーム上のデータへのアクセスを認めている場合には、当該取引の相手方のデータの提供は、当該プラットフォーム上のデータへのアクセスに付随して行われるものであり、相手方に対して不当に不利益を与えるものではなく、独占禁止法上の問題とはならないと評価し得る場合もあると考えます。</p> <p>このため、プラットフォーム上のデータへのアクセスを認めていれば、無償等によりデータの提供を要請しても、常に、独占禁止法上問題がないと考えられるわけではありませんが、本想定例については、独占禁止法上の問題を典型的に表すものとして、原案を維持したいと考えます。</p>	
意見 4-3 複数の金融機関が参加するシンジケートローンを組成する際に、一定の条件を規定することは、「優越的地位の濫用行為」に該当し得るか。		
<p>○ 該当箇所：49・50頁 26行目～15行目 第3 優越的地位の濫用行為 4 その他の取引条件の設定等</p> <p>複数の金融機関が参加するシンジケートローンを組成する際に、契約上、「借入人の排出削減目標が達成されない場合には、借入人のXX発電設備の利用を制限する」などの、一定の条件（コベナンツ）を規定することが考えられる。</p> <p>このように借入人の排出削減目標の達成状況に応じて、借入人が保有する特定の設備利用を制限する契約を締結することは、「優越的地位の濫用行為」に該当し得るか確認したい。</p>	<p>○ 御指摘のようなケースについては、一定の条件の内容や契約を締結する際の態様に応じて、優越的地位の濫用に該当するか否か個別に判断すべきと考えます。</p> <p>このため、個別案件については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
【団体】		
意見 4-4 ESG目標未達による契約解消が優越的地位の濫用として問題になる可能性があることをGL案において言及することを検討してはどうか。		
<p>○ ESG目標未達による契約解消が優越的地位の濫用として問題になる可能性があることをGL案において言及することを検討してはどうか</p> <p>1. まず、本GL案が優越的地位の濫用に関する検討をしていることは高く評価したい。</p> <p>ESGと独禁法の抵触の問題は、水平関係、すなわち事業者間での共同行為に関して議論・検討される例が多いといわれる（「競争法規制とESG」（渥美雅之・所悠人著、NBL1223号）・89頁）が、垂直関係、すなわち対象行為者と取引先との関係においても問題となる場合もあると解される。</p> <p>2. 近時、ESGの取組みを求めることが下請けにとって過剰な負担になっているケースがある。そこで、ESG目標未達による契約解消が優越的地位の濫用として問題になる可能性があることをGL案において言及することを検討されたい。以下理由を述べる。</p> <p>自社が、取引先からグリーン社会への取組みを含むESGへの取組み（以下「ESGへの取組み」という）が不十分であることを理由に、契約を解消されるリスクが生じつつある。例えば、フォルクスワーゲン（VW）傘下のポルシェは7月1日、部品供給メーカーに対し、同社への納品部品は100%再生可能エネルギーを使用して生産することを同日から義務化すると発表し、ドイツ自動車大手BMWは2020年7月、供給メーカーのカーボンフットプリントを調達選定基準の1つにすると発表し、メルセデス・ベンツは2020年12月、将来的にカーボンフリーの部品のみを供給することをうたった覚書（Ambition Letter of Intent）を部品供給メーカーと締結し、遅くとも2039年までにはカーボンフリーの部品のみを供給を受けると発表している（「ポルシェ、再生可能エネルギー100%での生産を部品供給メーカーに義務化」（ジェットロビジネス短 信 2021年7月13日） https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/202bdfa607f9b30f.html）。</p> <p>自ら自発的にESGの取組み行うのではなく、取引先がサプライヤー（自社）に対しESGへの取組みを求めてきた場合において、それが自社にとって過剰な負担となるようなケースがある。それにより契約が解消される可能性があ</p>	<p>○ 優越的地位の濫用行為に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p> <p>なお、個別案件については、当委員会への相談を積極的に活用していただきたいと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>るといったケースにおいて、取引先の要求は独禁法上の問題を生じないかという点が、既に現場レベルでは顕在化し始めている。</p> <p>この点、一般的に取引を将来に向けて解消すること（以下「取引拒絶等」という）は、自由競争の基盤である取引先選択の自由を制約することになるため、それが優越的地位の濫用にあたるとして規制することに対しては慎重になされるべきだとの考えがある。しかしながら、取引解消を手段として不利益を受け入れさせる場合には、独禁法2条9項5号ハの「その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」に該当しうるとの解釈はあり得る（「優越的地位の濫用規制と下請法の解説と分析（第4版）」（長澤哲也、商事法務・令和3年11月10日）・136頁、「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」（令和3年2月公正取引委員会）・第3部第2の1（1）イ）。即ち、契約解消を盾に、無理な要求をする押し付けることが不利益行為に当たるともありうると解される。</p> <p>上記の解釈に立ったとしても、優越的地位の濫用に当たるというためには、「正常な商慣習に照らして不当に」当該不利益行為をしたと認められる必要がある。</p> <p>この点、グリーン社会実現のための要請は通常社会通念上正当化できる合理的理由があるから、不利益の程度が社会通念上受忍限度内であれば問題優越的地位の濫用の問題にはならないと解される。</p> <p>しかし他方で、グリーンウォッシュにあたるような事実が認められる場合には、内容によるが、契約解消の合理性を否定する方向に働くことがあるかもしれない。また、取引先からの要求に従うことが、コスト増加の程度が大きい場合であったり、そもそも要求に従うことが極めて困難である場合（例えば、再生可能エネルギー100%での製品製造が著しく困難な場合など）には、自社にとって経済合理性を認めがたい場合もあるだろう。さらには、代替困難な部品について、その調達先が限定されているようなケースの場合、その調達先に対して厳格にサプライヤー規範を適用して契約を解消するわけにはいかない。他方で、比較的調達容易な部材の調達先に対しては厳格にサプライヤー規範を適用することは可能である。このように、調達先毎にサプライヤー規範の適用の厳格性に差異を設けている場合、サプライヤー規範の正当性・合理性に疑義が生じる可能性があるだろう（社会や環境の持続</p>		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>可能性といった美名を隠れ蓑にして、結局は自己のビジネスのためにサプライヤー規範を適用していると捉えられても仕方がないからである。特に、サプライヤー規範の厳格な適用は調達先の乗り換えを行うもっともらしい根拠になる)。</p> <p>以上のとおりであるから、ESG目標未達による契約解消が優越的地位の濫用として問題になる可能性があることをGL案において言及することも検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>意見 4-5 バリューチェーンが国際化している今日、日本企業が欧米のグローバル企業から環境未対応を理由にサプライチェーンから排除されるリスクが出てきている。日本法の適用のありうる場合を研究・整理してははどうか。また、これと併せて欧州及び米国におけるESG/SDGsと競争法の論点及び各法の適用に関して研究してはどうか。</p>		
<p>○ EUを中心に環境・人権法令が整備されつつある。EU環境人権DD指令案は、環境・人権未対応のサプライヤーとの契約を解消することを義務づけている。つまり、法令によって契約解消が正当化されていることとなり、契約解消による優越的地位の濫用の可能性が低減している。つまり、環境・人権対応をしていないという理由によりサプライチェーンを丸ごと移すことが可能な状況が整いつつある。他方で、グリーンウォッシュなどの可能性は排除しきれず、優越的地位の濫用などの問題は残り続ける。</p> <p>バリューチェーンが国際化している今日、日本企業が欧米のグローバル企業から環境未対応を理由にサプライチェーンから排除されるリスクが出てきている。日本法の適用のありうる場合を研究・整理されてははどうか。</p> <p>また、これと併せて欧州及び米国におけるESG/SDGsと競争法の論点及び各法の適用に関して研究してはどうか。</p> <p>以下、理由を述べる。</p> <p>(ア) EU</p> <p>近時、諸外国において企業に対し人権・環境への対応を促す法案の整備が進んでいる。その中でも、EUの人権・環境デューディリジェンス指令案(以下「指令案」という)は、EU域内及びEU域外の大企業や一定規模・業種の企業を対象(以下「対象企業」という)に、特定の人権条約及び環境条約が定める権利の侵害や禁止事項について、デューディリジェンスポリシーの策定(指令案5条)、実際及び潜在的な悪影響の特定、防止、是正(指令案6~8条)、</p>	<p>○ 人権等については、ガイドライン原案3頁において、既に「社会公共的に望ましい目的のために実施され、消費者利益をもたらすことが期待されている取組は、温室効果ガス削減に向けた取組以外にも様々なものがあり、同様に社会公共的に望ましい目的のために実施される「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた事業者等の取組についても、行為の性質を踏まえれば、本考え方が示す判断枠組み等を適用できる可能性が高い。」と記載しています。</p> <p>日本企業が欧米のグローバル企業から環境未対応を理由にサプライチェーンから排除されるケースや、欧州及び米国におけるESG/SDGsと競争法の論点及び各法の適用に関しても注視していきたいと考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>苦情処理（指令案9条）、モニタリング（指令案10条）、公表（指令案11条）などの義務が課され、これら各種義務の実効性を担保する手段として、監督当局による金銭賦課などのサンクション（指令案18条）、対象企業の民事損害賠償責任（指令案22条）、取締役の善管注意義務（指令案25条）などが定められている。本指令案における義務の射程には、自社（子会社含む）の事業活動のみならず、上流および下流のバリューチェーン内の事業活動が含まれる（指令案3条(g)）。そして、直接取引先に契約上の保証を求め、上記義務の遵守を確保しなければならず、これによっては潜在的悪影響を防止できない場合には、二次サプライヤーにも契約上の保証を求めることができるとされている（指令案7条2項・3項）。なお、かかる契約に従っているかに際しては、業界のイニシアティブなどを参照することができるとされており、欧州における私的認証などを介したルールメイキングを見て取ることができる（指令案7条4項）。また、中小企業に対して契約上の保証を求める場合には差別的でないことなども求められており、中小企業への手当も施されている。そのうえで、取引先が義務を遵守しない場合、取引先等との新規契約やビジネス拡大を行わないほか、取引関係の一時停止、さらに、潜在的な悪影響が深刻な場合には取引関係を終了させなければならない、とされている（指令案7条5項）。</p> <p>上記のとおり、本指令案は欧州企業が国際的に承認された人権や環境に関する義務について自己のみならずそのサプライヤーも従うことを求めており、その義務に従わない者についてはサプライチェーンから排除することを容認している。これは、法令によって契約の解消が正当化されるものであるから、上述した優越的地位の濫用に関する正当化事由の議論に影響を与えることも予想される。すなわち、本指令案の対象企業がESG目的のサプライヤー規範などに基づき契約を解消する場合には、正当化事由の主張が補強される余地がある。</p> <p>（イ）日本</p> <p>なお、日本では、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」が策定された。当該ガイドラインは日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む）を対象に、国際的に認められた人権を対象として、自社及びサプライヤーがそれら人権尊重の取組に最大限努めることを</p>		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>内容としたものであるが、法的拘束力を有するものではない。サプライヤーにおける人権侵害状況の是正措置・防止措置としては、直ちにビジネス上の関係を停止するのではなく、まずは、サプライヤー等との関係を維持しながら負の影響を防止・軽減するよう努めるべきであるとされ、取引停止は、最後の手段として検討され、適切と考えられる場合に限って実施されるべきであるとされている。よって、我が国における法令の状況下では、ESG目的のサプライヤー規範などに基づき契約を解消する場合における正当化事由の補強はさほど期待できない。</p> <p>(ウ) 今後の展望</p> <p>法令を比較した場合、EUを本拠地とする大企業は、ESGに関するサプライヤー規範の適用により自らのサプライチェーンを大胆に変更させることが可能な仕組みが整いつつあるが、我が国においてはそのような状況にはない。すなわち、EUにおいては大企業がESG目的のサプライヤー規範を遵守しない取引先との契約を解消することを法的拘束力ある法令によってバックアップする体制が整いつつあるが、日本においてはそのようなバックアップ体制が整備される状況にはない。よって、EUを本拠地とする大企業のTier1やTier2にあたるにあたる日本企業は、自らはESGに配慮した事業運営をしていたとしても、自己のサプライチェーンにある企業がESGに配慮した事業運営をしていない場合には、EUの大企業からは契約解消を迫られる可能性がある反面、自己のサプライチェーンにある企業に対しては契約を維持する方向で改善を求めなければならず、難しい状況に立たされる可能性がある。</p> <p>【個人】</p>		

5 「第4 企業結合」について

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>意見5-1 企業結合審査における効率性の考慮にあたっては、1. で記載のように、温室効果ガスの削減効果やグリーン社会実現への寄与を含めることも検討すべきである。また、既に実施済の企業結合案件において実施中の「問題解消措置」の継続要否にあたっては、グリーン社会の実現に寄与しているかとの観点も考慮すべきである。</p>		
<p>○ ガイドライン案においては、従来の企業結合ガイドラインでの考慮要素を示すに留まっており、企業結合審査において、温室効果ガスの削減やグリーン社会の実現に向けた要素を、どのように考慮するのか、明確化されていない。</p> <p>企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針においては、「効率性」が判断要素とされているため、当該効率性の考慮にあたっては、1. で記載のように、<u>温室効果ガスの削減効果やグリーン社会実現への寄与を含めることも検討すべきである。</u></p> <p>また、既に実施済の企業結合案件において実施中の「問題解消措置」の継続要否にあたっては、グリーン社会の実現に寄与しているかとの観点も考慮すべきであり、グリーン社会の実現への寄与に悪影響を及ぼす場合であれば、問題解消措置を求めることを再考することも検討に値する。</p> <p>なお、<u>企業結合審査における、消費者余剰と総余剰との関係や、経済分析の考え方、審査の方向性等について、引き続き事業者のグリーン社会の実現に向けた取り組みを進める観点から、必要な検討を進めるべきである。</u></p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ ガイドライン原案57頁においては、既に「グリーン社会の実現に向けた企業結合が、温室効果ガス削減に貢献する新たな技術等のイノベーションを引き起こす、温室効果ガス削減に貢献する新しい商品の市場を創り出すといった競争促進効果をもたらすことが見込まれる場合には、前記の判断要素のうち「効率性」の観点も評価される。」と記載しています。現時点において更なる明確化は困難であると考えますが、御指摘の点については、今後、事業者等の取組の進展状況や審査事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p> <p>なお、既に実施済みの企業結合案件に係る問題解消措置の継続の要否については、当事会社グループからの申出があれば、企業結合後の状況の変化を踏まえ、当該措置の内容を変更又は終了しても競争を実質的に制限することとなるおそれがないかという観点から、個別案件ごとに適切に判断します。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見5-2 「企業結合審査の基本的な考え方」について、グリーン社会の実現に向けた取組では、需要者にとって十分な選択肢が確保することができない場合があると考え。</p>		
<p>○ 「企業結合審査の基本的な考え方」(53ページ28行目)において、「需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうか」(34行目)とあるが、グリーン社会の実現に向けた各種取り組み、例えば新たなエネルギー源としての水素について考えると、そもそも市場の立ち上げ時期にあり需要者にとって十分な選択肢を確保することはできないと考えられる。</p>	<p>○ 「企業結合審査の基本的な考え方」における「需要者にとっての十分な選択肢」とは、需要者からみた「一定の取引分野を構成する商品・役務を供給する者」についての選択肢を指しています。グリーン社会の実現に向けた水素等に係る取組についての企業結合審査においても、</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
【事業者】	水素等の需要者からみて当該商品・役務供給者の選択肢が十分に確保されるか否かという基本的な考え方は、十分妥当するものと考えます。	
意見5-3 ガイドライン原案(54頁)の想定例(動力源の異なる商品の市場画定)について、動力源が化石燃料か電気かといった技術の内容に着目して別個の市場と捉えるのではなく、商品としての機能に着目し、「動力系商品」として同一市場と捉えることを検討すべきである。		
<p>○ 54頁 (意見内容) 想定例「動力源の異なる商品の市場画定」について、動力源が化石燃料か電気かといった技術の内容に着目して別個の市場と捉えるのではなく、商品としての機能に着目し、「動力系商品」として同一市場と捉えることをご検討いただきたい。</p> <p>(理由) 化石燃料を動力源とする商品については、近い将来に市場の縮小が見込まれることから、業界再編に向けた取り組みが加速している。その際、シェアの高い企業間で企業結合を行う必要性も見込まれるところ、想定例のように、駆動という機能のための動力系商品を技術の内容に応じて細分化して市場を画定することで、縮小が見込まれる市場における業界再編が進展しなくなることが懸念される。事業者としては、カーボンニュートラルの実現に逆行する事業については、現在は高いシェアを占めている商品であっても早期に縮小・効率化を行い、将来成長が見込まれる事業へのポートフォリオ入替を実現することが合理的に推測できると思われる。このことから、市場を狭く画定する運用のみでは、カーボンニュートラルの実現に沿わないと考えられるため。</p> <p>【事業者】</p>	<p>○ ガイドライン原案54頁の想定例(動力源の異なる商品の市場画定)については、「商品A1と商品A2を代替的に選択する需要者の存在は否定できないものの」とあるとおり、商品範囲を「商品A1」と「商品A2」で別個に画定するとともに、両者を同一市場として重層的に画定できる可能性もあると考えます。</p> <p>一定の取引分野については、個別案件ごとに、取引実態を踏まえて適切に判断します。</p> <p>なお、動力源の異なる商品が同一市場と画定されなかった場合でも、御指摘のような需要の減少により市場が縮小する商品については、隣接市場や需要者からの競争圧力の存在が評価し得る場合があると考えます。</p>	無
意見5-4 現行ガイドラインや企業結合審査の運用では認められていない高シェア企業間での企業結合・事業譲渡を可能とするためのガイドラインや運用の見直しを検討すべきである。		
<p>○ 56頁～59頁 (意見内容) 「水平型企業結合による競争の実質的制限」について、カーボンニュートラルの実現に向けたGX等の事業開発加速のためには、そうした取り組みに逆行する事業(既存事業)の縮小・効率化のための事業ポートフォリオ入替・リソースシフトが必要となる。そのための手段として、競</p>	<p>○ まず、企業結合審査においては、高い市場シェアであることのみを理由として独占禁止法上問題となると判断することはありません。需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるか否かという観点から、独</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>合他社への既存事業の事業譲渡等を推進できるよう、現行ガイドラインや企業結合審査の運用では認められていない高シェア企業間での企業結合・事業譲渡を可能とするためのガイドラインや運用の見直しをご検討いただきたい。</p> <p>特に、結合対象となる市場の現状(既存事業のシェアや競争者数等)のみを審査対象とするのではなく、中長期(5-10年先)の市場に与える影響や、既存事業の効率化がもたらす成長市場(カーボンニュートラル市場)への競争促進効果等の観点も考慮いただきたい。</p> <p>また、近い将来に既存市場の縮小が見込まれることから、上述した高シェア企業間での企業結合・事業譲渡を推進することは、これが認められない場合に高シェア企業が市場から自主撤退する場合と比較すると、生産量の維持・価格の安定化・雇用の確保等への貢献も見込まれ、引いては最終消費者への影響も最小限に留める効果が見込まれる。企業結合審査においては、成長市場への影響に加え、既存市場に与える上記効果も考慮いただきたい。</p> <p>今回のガイドライン案においては、上述した「カーボンニュートラルの実現に向けた既存事業のポートフォリオ入替・リソースシフトのための事業再編」についての考え方は記載されていないため、この点の追加をご検討いただくとともに、ガイドラインや事前相談制度の充実化に加え、一定の要件を満たす企業結合・事業譲渡や競争者間の共同の取組みを対象に、独占禁止法の一括適用を除外するような踏み込んだ制度創設もご検討いただきたい。</p> <p>(理由)上記(意見内容)に記載した目的の下、既存事業への成長意向を持つ競合他社への事業譲渡を検討したものの、自社・相手方双方の市場シェアの高さ等からクリアランスの取得が懸念事項となり、業界再編を進める上での支障となるため。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>独占禁止法上問題となるか否かが検討されます。</p> <p>また、企業結合を中長期的視点で評価すべきという御指摘については、それが遠くの将来になればなるほど予測が困難になることは認めないと考えますが、当事会社が見据える将来の市場予測には真摯に耳を傾けつつ、当事会社の内部資料も参考にするなどして企業結合審査に臨んでまいりたいと考えます。</p> <p>一方で、独占禁止法の適用除外制度については、①仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること、②グリーンを取組を装ったカルテルや企業結合、いわゆるグリーンウォッシュの危険を高め、我が国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること、③適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性があることから、適当でないと考えます。</p>	<p>修正の有無</p>
<p>意見5-5 そもそも競争者がほとんど存在せず実質的に競争圧力も働かないグリーン社会実現に向けた取組としての企業結合について、どのように判断されるか説明するべきである。</p>		
<p>○ 「研究開発活動を行う共同出資会社の設立による水平型企業結合」(58ページ33行目)と「特定の商品市場において独占に近い状況を生じさせる水平型企業結合」(59ページ23行目)について、そもそも競争者がほとんど存在せず実質的に競争圧力も働かないグリーン社会実現に向けた取り組みにおい</p>	<p>○ 「そもそも競争者がほとんど存在せず実質的に競争圧力も働かないグリーン社会実現に向けた取組」としての企業結合に対する考え方は、御指摘のガイドライン原案59頁の想定(特</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>ては、どのように判断されるか説明がある方が良いのではないかと。 【事業者】</p>	<p>定の商品市場において独占に近い状況を生じさせる水平型企業結合)において、既にお示ししていると考えます。</p>	
<p>意見5-6 企業結合について、国際的な事業者等の動向も踏まえて熾烈な国際競争に打ち勝つことができるかどうか、国際市場におけるシェア、中長期的にわが国産業の競争力強化に資するかどうかといった観点も考慮することを明示すべきである。</p>		
<p>○ 「企業結合」(P51)について 石油分野における脱炭素技術の導入・普及を目指す中で、新たに脱炭素燃料等に係る研究開発、原料調達、生産等の各段階で、熾烈な国際競争に打ち勝つべく、競争関係にある企業同士の結合を通じて総力を結集することが重要になることが想定される。 本ガイドラインでは、水平型企業統合、垂直型企業統合、混合型企業統合において独禁法上問題となる事例が示されているが、その判断基準について、いずれも市場の閉鎖性・排他性の有無に着目しているのみで、GX実現に向けた取組みが国家の命運を賭けた大競争時代に突入しているという視点が全く欠けている。 国際的な事業者等の動向も踏まえて熾烈な国際競争に打ち勝つことができるかどうか、国際市場におけるシェア、中長期的にわが国産業の競争力強化に資するかどうかといった観点も考慮することを明示していただきたい。 【団体】</p>	<p>○ 市場シェアや競争の状況については、個別案件ごとに判断されるものであり、国際市場におけるシェアや競争状況を踏まえた判断は既に行っています。 市場における競争環境の維持が、国内産業の発展ひいては我が国企業の国際競争力の強化、消費者利益の確保につながることから、関連する市場の実態を踏まえながら、引き続き、企業結合規制の的確な運用に努めます。</p>	無
<p>意見5-7 GXやカーボンニュートラル実現に資する業界再編に伴う「企業結合」について、中長期的及びより多角的な視点から判断すべきである。</p>		
<p>○ P55 第4企業結合(2)競争の実質的制限 GXやカーボンニュートラル実現に資する業界再編に伴う「企業結合」において、中長期的視点に立った市場への影響や、部品としての機能に着目した市場の捉え方、既存事業の効率化がもたらす成長市場(カーボンニュートラル市場)への競争促進的な効果等、中長期的及びより多角的な視点から、産業の発展・消費者利益の増大に資する判断をお願いする。 【団体】</p>	<p>○ ガイドライン原案57頁において、既に「グリーン社会の実現に向けた企業結合が、温室効果ガス削減に貢献する新たな技術等のイノベーションを引き起こす、温室効果ガス削減に貢献する新しい商品の市場を創り出すといった競争促進効果をもたらすことが見込まれる場合には、前記の判断要素のうち「効率性」の観点も評価される。」と記載しているとおおり、GXやカーボンニュートラル実現に資する業界再編に伴う「企業結合」について、上記の点も加味</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
	<p>して判断を行います。</p> <p>また、企業結合を「中長期的及びより多角的視点から」評価すべきという御指摘については、市場の実態等を踏まえ、個別案件ごとに適切に判断したいと考えます。</p> <p>なお、中長期的視点で評価すべきという点については、それが遠くの将来になればなるほど予測が困難になることは否めないと考えますが、当事会社が見据える将来の市場予測には真摯に耳を傾けつつ、当事会社の内部資料も参考にするなどして企業結合審査に臨んでまいりたいと考えます。</p>	
意見 5-8 本ガイドラインに電動化の進行等に伴う企業間の再編の観点 を織り込むべきである。		
<p>○ 本考え方(案)に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動化の進行等により、特定の市場・事業が大幅に縮小し、企業間の事業再編(「共同の取組」「企業結合」等)が行われる事象が発生することが予想される。 ・グリーン社会実現に向けた取組であり、また、安定供給、価格安定化、雇用確保、ひいては国力衰退を防ぐ意味でも必要であることから、電動化の進行等に伴う企業間の再編の観点を本考え方(案)に織り込むとともに、従来の判断基準に限定せず、当事象における独占禁止法の緩和策、例外措置等の前向きな検討をお願いします。 <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 縮小する市場・事業に係る企業結合審査においては、隣接市場や需要者等からの競争圧力も踏まえ、適切に判断します。</p> <p>一方、企業結合に係る本ガイドラインの記載内容の拡充については、事例等の蓄積が十分とはいえない中で行うことは困難であると考えますが、今後、いただいた御意見や事業者等の取組の進展状況、事例の蓄積状況を踏まえ、検討します。</p>	無

6 「第5 公正取引委員会への相談」について

意見の概要	考え方	修正の有無
意見6-1 事前相談制度による相談については、温室効果ガスの削減やグリーン社会の実現の取り組みも含め、その考慮基準を明確にすべきである。		
<p>○ 事前相談制度による相談</p> <p>ガイドライン案では、グリーン連携の取り組みに係る専用の相談窓口を設けるなど、相談制度の充実の方向性を示していることを評価する。</p> <p>他方、事前相談制度による相談については、結果が公表されることなどから、企業側にとっては、グリーン連携の共同の取り組みについて、十分に事例を検討したうえで、専門家の助言なども受けつつ、制度を利用することが前提となっている。このため、<u>事前相談制度による相談については、温室効果ガスの削減やグリーン社会の実現の取り組みも含め、その考慮基準を明確にすることが望ましい。</u></p> <p>具体的には、以下のような点を明確化すべきである。</p> <p>① 事前相談時に、公取委が競争制限効果と競争促進効果をどのように測定するのか具体的に明確化する。</p> <p>② ガイドライン案にあるような「事業者等が…競争促進効果を定性的又は定量的な根拠に基づき主張する際には、これを踏まえた判断を迅速かつ的確に実施していく」(4ページ6行目)ということのみならず、事前相談時に、公取委が主体的に競争制限効果と競争促進効果を測定することを明確化する。</p> <p>③ 上記1. の記載のとおり、競争促進効果の中に「グリーン社会の実現に向けた要素」が含まれることを前提としたうえで、当該競争促進効果の算出方法を明確化する。</p> <p>④ 事前相談の検討および回答に要する期間を具体的に明示する。現行の事前相談制度は30日以内に回答する旨の記載があるが、公取委による追加資料依頼により事業者の期待する期限が後ろ倒しとなりうる。下記の事前相談によらない相談の場合も含め、回答に要する期間や実際に回答に要した期間をHP等で開示することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 左記①～③については、ガイドライン原案2頁において、既に「ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組の独占禁止法上の問題の有無について判断されることとなる。」と記載したとおり、競争制限効果と競争促進効果は総合考慮されるものであって、それぞれを測定した上で比較衡量するものではないため、適当ではないと考えます。</p> <p>また、左記④について、回答に要する期間や実際に回答に要した期間をHP等で開示することについては、今後、検討しますが、当委員会としては、事前相談制度による相談、事前相談制度によらない相談ともに、できる限り早期に回答するよう努めています。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
意見6-2 検討段階における取組のスキームの構築に関する相談に柔軟に対応していく旨を明記すべきである。		
<p>○ 事前相談制度</p> <p>1. 取組の検討段階においては、どのようなスキームにすれば独占禁止法に違反するリスクを回避して進められるかについての相談は、需要が高いものと思われる。そのため、本ガイドラインにおいて、検討段階における取組のスキームの構築に関する相談に柔軟に対応していく旨を明記することを求める。</p> <p>2. 取組の検討段階においては、情報交換がどの程度許容されるかの判断が困難を極める。上述のとおり情報交換が可能な範囲・基準を明確にすることを求めるとともに、情報交換に関する事前相談についても柔軟に対応していく旨を明記することを求める。特に、取組に向けた検討に際して情報交換体制が確立する前の段階で、体制の構築に関する助言（「重要な競争手段である事項に関する情報交換を防ぐための必要な措置」に関する助言を含む）も含めてサポートを受けられる制度とすることが望まれる。</p> <p>加えて、取組の検討段階において交換の対象となる情報は多量になるため、逐一相談をするのではなく一括して回答を得られるような枠組の構築を求める。</p> <p>3. 第3回検討会において「正式な事前相談制度は、公表されることに抵抗を感じる事業者が少なくないことから、あまり利用されていない実態」と委員から指摘が上がっていることに対して、本ガイドラインで工夫している点について説明を加えた方が理解されやすいのではないか？</p> <p>4. セーフハーバー等の具体的な指標の設定を通じて、本ガイドラインにおいて明確にされている領域と事前相談において個別に検討されるべき領域との線引きを明確にすることにより、事前相談の利用を活性化されることができるものと思われる。</p> <p>5. 取組の内容によっては取組を進めていることを知られることが望ましくなく、相談結果の公表が事前相談制度の利用を阻んでいる面がある。他方で、本ガイドラインによれば相談結果の公表を「不可」として申請をすることが可能であることを示唆する記載がある（66頁14行目）。そのため、公表を「不可」とすることの可否についての明示及び公表を「不可」とするための要件について明確にすべきである。</p>	<p>○ ガイドライン原案65頁において、「当委員会としては、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししていくためにも、本考え方の内容に照らしつつ、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談への対応を行っていく。」と記載したとおり、検討段階における取組のスキームの構築に関する相談について、情報交換に関するものも含めて、柔軟に対応します。</p> <p>事前相談制度に基づく相談が更に利用されるためには事業者の皆様公表の意義を御理解いただくことが重要であるとともに、その前提として、個別事案について積極的に御相談をいただくことが重要であると考えます。</p> <p>このため、本ガイドラインで工夫している点としては、第5として公正取引委員会への相談についての章を設けたほか、専用の窓口となるグリーン事前相談窓口を設置すること示しています。今後、ガイドラインの説明等を行うとともに、積極的に相談を受けていきたいと考えます。</p> <p>セーフハーバー等の具体的な指標については、現時点ではガイドライン原案にお示している以上のものを設定することは困難ですが、懸念がある場合には積極的に相談をいただきたいと考えます。</p> <p>事前相談制度利用時の相談結果については、ガイドライン原案65頁に「申出者名並びに相談及び回答の内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」と記載させていただいておりますとおり、公表することと</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>なります。一方、「原則として」とさせていた いては、公表時期について、申出者の 希望を踏まえ、延期する場合があることを意味 しています。また、ガイドライン原案66頁に「公 表の可否」と記載があるのは、「事前相談制度」 によらない相談（一般相談）を含めた相談手続 について記載をさせていただいているため です。公表を望まない場合は、一般相談の利用を 御検討いただければと考えます。</p>	<p>修正の有無</p>
<p>意見6-3 企業間の準備・検討段階における相談について具体的にどのようなケースで相談すべきか例示すべきである。</p>		
<p>○ 企業連携におけるカーボンニュートラル実現への取り組みについての要望②：事前相談案件の明確化</p> <p>事前相談においては、検討条件が不明確な段階の個別の検討案件ごとに相談する事も非現実的であることと、そもそもなが違反行為になるか予測できない状況下であることを考慮し、企業間の準備・検討段階における相談について具体的にどのようなケースで相談すべきか例示をお願いするものです。またそれについて柔軟に対応していく旨を明記することを検討頂きたくよろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 具体的にどのようなケースで相談すべきか例示することについては、様々なケースが想定されることから現時点でお示しすることは困難であると考えますが、今後の相談事例の蓄積を踏まえ、記載の追加を検討します。</p> <p>また、相談については、相談の内容や関連する市場の実態を踏まえ、積極的に対応することとしており、ガイドライン原案65頁においても「事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談への対応を行っていく。」と記載しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見6-4 事前相談制度によらない相談の充実、回答期間の短縮について、本ガイドラインでより踏み込んだ記載を行うことが必要である。少なくとも、相談を受けてから回答を受けられるまでの期間または目安を示すことが望ましい。</p>		
<p>○ 事前相談制度によらない相談</p> <p>上記、事前相談制度による相談は、相談結果が公表されることや、相談の対象が「事業者等が行おうとする具体的な行為」（65ページ21行目）であること、競争促進効果を定性的又は定量的な根拠に基づき主張する必要があること、詳細な資料等の準備が求められることから、事業者が共同でグリーン連携の取り組みを検討するにあたって、検討の初期・端緒の段階で活用するこ</p>	<p>○ 一般相談では、計画の熟度や回答に要する期間が様々であり、回答期間やその目安を本ガイドラインに記載することは困難です。ただし、当委員会として、一般相談についても、できる限り早期に回答するよう努めます。</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>とは困難である。今後、<u>新しい連携の事例が独禁法上の問題を生じないかどうか確認したいというニーズがこれまで以上に多く生じることが想定されるなかで、事前相談制度によらない相談を充実させることは非常に重要である。この一般相談に係る想定されるニーズの増大をふまれば、一般相談の充実、回答期間の短縮について、ガイドラインでもより踏み込んだ記載を行うことが必要である。少なくとも、相談を受けてから回答を受けられるまでの期間または目安を示すことが望ましい。</u></p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		